

平成29年度第3回（第42回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成29年6月10日（土）午後6時30分～9時25分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（14名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	河合隆之(代理)	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄二丁目自治会	大舘繁	—
栄三丁目自治会	田中正明	岡田正嗣
末広二丁目親交会	—	—
新海道自治会	宇野(代理)	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランドステイツ玉川上水管理組合	—	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	—	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	—	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	—	小川昌平
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	—	—
グランスイート玉川上水管理組合	—	斉藤理憲

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	白倉資源循環課長
	東 大 和 市	中山ごみ対策課長
	武 蔵 村 山 市	古川ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	伊藤計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	管家計画課主査・里見計画課主査・小島計画課主任
--------------	-------------------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	松本環境部長
	武 蔵 村 山 市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

【光橋副会長】

時間になりましたので、えーと、平成29年6月10日の、えー、協議会、開始させていただきます。

えっと、今回は邑上会長がお休みですので、副会長の私が代理で司会させていただきますので、よろしくお願いします。じゃ、お願いします。

【伊藤課長】

皆さん、こんばんは。お忙しい中、集まりいただきまして、ありがとうございます。

それではですね、最初に配付資料のほうの確認のほうをさせていただきたいと思います。えっと、ま、本日配付分と、あと前回の、ま、配付分というような形で、えーと、今回はなっております。えー、まず、今回の配付分ということで、えー、次第ですが、こちらの下のほうにですね、配付資料、今回は、えっと、4点ばかりお配りさせていただいております。

まず、あの、1点目がですね、えっと、(仮称)3市共同資源物処理施設整備事業スケジュールということで、いつものA4判のやつですね。と、続きまして、えっと、2番目としまして、協議用図面(鳥瞰図)ということで、カラー刷りの3Dの、えっと、図面ですね。と、3点目としまして、えー、山崎専任者の、えー、質問に対する回答という形で、冊子、こちら、ま、30ページほど、なるんですかね、そちらのもの。と、この前、質問内容の、ま、回答等に、えっと、使います、えーと、添付資料という形で、ホチキスどめ、添付資料1から4という形になります。

本日の配付資料はございますでしょうか。はい。

えっと、続きまして、ま、今回のですね、えーと、ま、協議会で、えー、使用すると思われます、ま、前回の資料という形で、1から、ま、11まで、えー、書かせていただいております。皆さん、前回の資料はお持ちになられてますでしょうか。

大丈夫ですかね。はい、ありがとうございます。

はい。えー、それではですね、えーと、本日の内容につきまして、えーと、事務局のほうからお話をさせていただきたいと思います。えー、まずですね、えー、ま、スケジュールのほうの確認、えー、を行いまして、えー、その後ですね、えーと、排気口の位置、前回もですね、平面図をお示したんですが、まあ、わかりづらいというところもありまして、えー、今回、3Dの図面のほうを、えー、用意させていただいております。こちらをもとにですね、えー、説明をさせていただいた後に、ま、協議をさせていただきまして、えー、その後ですね、前回の続きという形で、山崎さんからいただいている質問等についての協議のほうが、えー、できればということで考えております。よろしくお願いします。

えー、またですね、前回の5月13日の、えー、会議録のほうを配付しておりますが、こちら、

訂正等ございましたら、えー、事務、後ほど事務局のほうまで、えー、お願いいたします。

ちょっとここで触れていいのかわからないんですけど、会議録の訂正の関係で、山崎さんから、まあ、前回もですね、いろいろと、どのぐらいの回数、業者のほうから、誤りがあるのかというようなお話をいただいておりますので、ちょっと数字だけ先に申し上げます。

えーと、前回のですね、ま、5月13日分につきまして、業者からの、まあ、あの一、誤りであつたりとか名前が空欄であつたり、名前間違いだつたりというところでは、あの一、合計で196件、ちょっと前はですね、あの一、大分、あの、マイクの調子とかもかなり悪かったのかなというところがあるんですが、ま、前回については、えっと、196件、カウントするとですね、ございまして、その前の、えー、第40回の4月8日につきましては、えっと、97件ですね。同じように、誤りとか名前の空欄だつたりとかというところが、えっと、業者から、まあ、まず上がってきた状態では、この形ですね。ま、我々が直したところというところでカウントすると、ま、この数字になるというところがございまして、一応、あの、えー、申しておきます。

はい。えー、戻りまして、えー、本日のですね、えーと、各、各市の担当部長が、えーと、出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、えーと、本日も、えー、岡田さんのほうに板書のほうをお願いしております。よろしく
お願いいたします。

【光橋副会長】

お願いします。

【伊藤課長】

えー、それでは、本日、えーと、光橋副会長のほうに、えー、進行役のほうをお願いしたい
思います。よろしく申し上げます。

【光橋副会長】

どっちから。じゃ、森口さん、お願いします。

【森口専任者】

はい。えーと、提出した、あの、質問の取り扱いについて、えっと、確認したいのでお願い
いたします。

5月27日と6月の2日に、合わせて、合計2件の質問を組合に提出し、協議会での資料配付
と回答をお願いいたしましたが、6月8日になって、回答は個別にさせていただきたいと連絡が
ありましたので、そのことに関して何度かメールでやりとりをいたしました。今回の内容につ
いては、個人としていただいたものと考えますので、対応については協議会とは別に個別に回答
したいと考えます。したがって配付はしませんと、細かい内容について、個人として質問に、

個人としての質問と判断したのは事務局です。この判断は、ごしつ、ご質問をいただき、その内容を確認した段階で行いましたとのこと。

私の質問した内容ですが、1点目は、今年の4月協議会の片山参事の発言、3市共同資源物処理施設のメリットについて、数字の提示を求めますというもので、4月協議会会議録16ページにおいて、「3市共同資源物施設のメリットでございまして、えー、不燃物、粗大ごみ、粗大として処理するごみの量も減らせますし、焼却するごみの量も減らせます。最終処分へ持っていく灰も減らすことができます」と発言されました。これまでの説明においても、3市共同資源物処理施設の必要性について同様の回答がされてきましたので、その詳細な、詳細な数字を求める質問です。

2点目の質問は、平成29年5月協議会、松本部長の発言、「応分負担について質問します」というものです。5月協議会会議録69ページ、10行目以降で、「要約しますが、応分の協力と負担をしなければいけないということで、え、暫定リサイクル施設の用地を出すということです」ということの発言と、それに対して、3市応分でやっているのではないと、今まで松本部長は発言してきた、きているという確認に対して、松本部長が、「私、いつ、応分でないと言ったかって」との発言をされました。言っていないという趣旨の発言でした。会議の場で言った、言わないで時間をとるのははばかりましたので、後で調べ連絡することになりました。調べた結果、松本部長の発言に矛盾があったこと、また3市応分負担に関する行政サイドの過去の発言には一貫性がなく、矛盾だらけであり、これまでまともな説明がされてきていないことから、それらについて、あわせて質問をしたものです。

この2点の質問を個人の質問だとする組合事務局の判断に対して、皆さんの意見をお聞かせください。

えっと、委員の皆さんも同じかと思いますが、個人として質問するために忙しい時間を裂き、生活に支障を来してこの場に出席しているわけではありません。賛否も決議もない協議会は協議の場とは言える状態ではありませんが、委員がここで得た情報を共有し、それを3市の皆さんに知っていただくために我慢強くこの席に座っています。行政側から出席している方も、個人で話をするためにこの席についているのではなく、4団体として、または各市の担当として責任ある発言をされているわけですから、協議会での発言に対しての質問は、今まで同様、協議会での質問として、おつ、お取り扱いの上、資料配付及びウェブアップをお願いいたします。

えっと、私側の意見なんですが、あの一、協議会の皆さんの意見はいかがでしょうか。

【光橋副会長】

えっと、すいません。ちょっと長かったので、えっと、端的に言うと、えーと、森口さんのほ

うから5月21日と22日に、えっと、メールで質問されたということですか。

【森口専任者】

えっと、27日と。

【光橋副会長】

27。

【森口専任者】

6月2日です。

【光橋副会長】

えーっと、5月27。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

と、6月2日に。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

メールで、えー、組合側にご質問された。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

ということですね。で、その、かく、あの、回答が、えー、こじ、えーと、そのご質問自体が、えー、組合側から個人の質問であるというふうに回答があったと。

【森口専任者】

はい。だから、資料配付もしませんという回答をいただきました。8日になってです。

【光橋副会長】

はい。えー、で、あの、5月27、6月2日の2、2回のご質問は、えーと、2回同じことを繰り返して質問されたんじゃないかと。

【森口専任者】

いえ。えっと、4月の協議会での片山参事の発言に、3市共同資源物処理施設のメリットについて……。

【光橋副会長】

はい、えっと……。

【森口専任者】

発言されたことについてです。

【光橋副会長】

5月、えっと、5月27日は、4月の協議会での発言についての質問。

【森口専任者】

いえ、5月の協議会では、松本部長の応分負担についてという2件です。

【光橋副会長】

それは、それは6月2日の質問。えっと、ごめんなさい、5月……。

【森口専任者】

ああ、はい、はい、わかりました。5月27日に提出したものが、えーと、まあ、片山、4月協議会の片山参事の発言で、3市共同資源物処理施設のメリットについて、数字を提示してくださいというものです。

そして、えっと、6月2日に提出したものが、5月協議会松本部長の応分負担についての発言に質問しますというものです。

【光橋副会長】

ということですね。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

で、えー、要するに、協議会についてのしつ、えー、発言についての、おー、何の回答を。

【森口専任者】

取り扱いが、あの、私個人のものなのか……。

【光橋副会長】

あ、あ、ごめんなさい、問題は個人のものとして扱われたということなんですけども、ご質問自体が、えー、協議会の発言についての、ご、ご確認じゃないですか。えっと、何を求められました、そのメールでは。

【森口専任者】

こういうことは面倒くさくなるので。

【光橋副会長】

はい。

【森口専任者】

あの一、こ、こういう、こういうことのためにも、先に皆さんに資料配付してくださいってお願いしたんですけれど。

【光橋副会長】

はあ。えっと、ごめんなさい、何の資料ですか、求められたのは。

【森口専任者】

私が、えっと、出した、この質問文書をみんなで資料として配付していただければ、ここでこういうやりとりもないわけですよ。

【光橋副会長】

あ、えっと、求められたのは、5月27日、6月2日の2回で質問したものを、もう1度書面にして配付してほしいということですか。

【森口専任者】

書面にして配付してほしいのと、回答を、えっと、くださいと。この場、協議会に対して回答をくださいという意味です。

【光橋副会長】

はいはい、はいはい、はいはい。あ、そういうことですね。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

えーと、それは書面で渡されたということですね、質問を。あの、メ、あの、電子ファイルの。

【森口専任者】

はい、そうです。

【光橋副会長】

はいはい、はいはい。え、じゃ、はい、じゃ、組合側の回答をお願いします。

【伊藤課長】

はい。えー、メールのほうですね、あの一、いただきました。で、えーと、確かに、ま、森口さんから、こう、そのですね、今、発言内容についてということで、えーと、私どもの、ま、個別的にということで、個人としてのですかね、ま、あの、回答のほうをさせていただいております。

で、我々、あの、回答したい、しなく、ん？ したくないと言っているわけではなく、ま、個別ですね、対応させていただければというふうに、えーと、思っております。

で、やはり、ま、あの一、ここでまた森口さんから、そういう、ま、質問が来てですね、また、先ほども、あの一、時間とられるのがっていうふうにおっしゃっていましたが、あの一、今までこう、積み残しというかですね、山崎さんの回答にしてもそうなんです、えー、我々が今日説明した、あの一、図面についてもそうなんです、そういうところが、こう、ま、やり残しになっていってしまうというところが今までの流れとしてありましたので、ま、で、しかもですね、今ですね、ま、森口さんから話があったのが、協議会としてというお話もあったと思うんですが、皆さん、今日、きゅう、共通の認識でいられないじゃないんじゃないですか。

【山崎専任者】

現場で発言したものでしょ。

【伊藤課長】

協議会としてですか。

【坂本代表者】

よろしいですか。

【光橋副会長】

ちょっと待ってください。まだ、あの、もうちょっとお待ちください。

【坂本代表者】

あ、言ってください、あ。

【片山参事】

あの一、質問については、あの一、協議会の場でしていただいて、個別に、例えば来てしまうと、あの、正直言って対応できないですよね。だから、この協議会の場で、皆さんで、こういう意見があったということで共有をしてもらって、それから私ども回答するという形にさせていたきたいんですよ。

で、あの一、日にちは覚えていませんけれども、えー、質問ございますかというときにいただいたのは、光橋さんの箇条書きになった質問、今のところ、それなんですね、こちらのほうで。

で、それも、あの一、今まで回答しないままですね、違う、うー、回答のほうになるというか、検討のほうに移っているという状況ですから、やっぱり、あの一、積み残しの部分をちゃんと順序立てて解決していくためには、やはりこの会議で質問というのであれば、会議に回答いたしますけど。

【森口専任者】

会議で質問しました。おかしい、会議で質問して。

【片山参事】

で、あの、メールで来てしまうと、あのー、私どももね、正直言って、皆さんに回答したいんですけども、あのー、個別に回答させて、検討させて回答させていただかないと、えっと、この会議の総意で、あのー、ちゃんとね、そのメールの文章自体がですね、確認した上で、あの、質問していただければありがたいなということなんですね。

【森口専任者】

えっと、積み残しの分とおっしゃいますが、あのー、今まで片山参事の発言に関しては、3市共同資源化のメリットにごさいますという発言ですので、あのー、ごみ処理の量が減らせますということを発言されておりますので、そのことについて数字を求めることに対して、皆さん、ご意見ありますか。

【坂本代表者】

あります。

【森口専任者】

あのー、私、これは皆さんとしても知りたいことだと思う、思いますよね。それを、あの、えっと、積み残しのものもあるから、この協議会ではなく、私だけに回答を寄越すということなんですけれど、あの、発言されたことに対して、協議会で発、質、発言したことについて質問したんですので、あのー、協議会の場で、例えば今までの積み残しがあるというのであれば、その後回しになってもいいから順番に入れるべきものだし、今までの質問と同様にアップされるべきものだと思います。

例えば、この間の、えっと、えー、山崎さんの、あのー、何でしたっけ、えっと、片山参事の8時間労働についての発言もアップされてますし、ここで協議会で配られております。そういうことと比べても、あと岡村部長の、あの去年の5月の発言の際のものも、ちゃんと配られております。何で、私のこれだけ今、そうやって除かれるのかがわかりません。

【光橋副会長】

回答できますか。

【片山参事】

先ほどと重なりますけれども、あのー、全体に関係することは全体でやらせていただいて、個人的な質問は個人で回答させていただく、そういう整理をさせていただきたいということです。

えー、それでないとですね、対応がしっかりしきれませんので、で、今、私、あのー、規模的

なメリットがありますよと言いました。それで、あの一、手元には、あの一、数字は、あの一、用意はしてますけれども、あの一、大前提がですね、えっと、山崎さんの、あの資料の、えっと、30分の4ページ、ちょっと見ていただきたいんですけどね、あの一、一番下の行なんです。現在の処理、え一、現在の処理ですね。各市単独でやられてますけれども、これが将来にわたり継続して、すると仮定した場合の予測値として出しているわけです。ですから、私どもは、継続できないから資源物処理施設をつくっているわけなので、え一、そういう意味からすると、え一、施設規模は大幅に減ることになります。あえてここで数字を出しておりますので、申し上げると、え一、私どもの手元の試算では、ごみ焼却施設については、え一、6トン、え一、の規模縮小。それから、不燃・粗大ごみ施設については約3.4トンの数字です。でも、これは何の意味もない数字です、私どもからすれば。何の意味もないからという、これまでの処理が継続して安定してできるということが前提ですから、それができないということで施設規模をやっていますので、そうすると、施設規模はおのずともっと大きく変わってくるようになります。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。今の、片山さん、何か、定義で急に言い出しましたけれども、もともと定義ってあったんですか。

【片山参事】

定義。

【山崎専任者】

その。

【光橋副会長】

あ、すみません。あの一、今、山崎さんの質問の回答に、今、入ってしまいそうになっていきますので、これ、ちょっと、今、森口さんのご質問に対するやりとりですので、ちょっと、あの一、後に、すいません、スケジュール予定していますので、え一、で、あの一、森口さんのほうのご質問は、要するに、え一、5月27日、6月2日の2回にわたってメールでご質問された内容が個人の質問なので、個人、個別に対応され、したいという組合側の回答について、納得できないということよろしいですね。

【森口専任者】

はい、そうです。

【光橋副会長】

で、5月27日、6月2日のご質問というのは、前回の5月の、え一、協議会で、1度、え一と、口頭で質問されたことと同じことということでしょうか。

【森口専任者】

えーと、4月の分に関しては、片山参事がおっしゃったように、その場でつるんと片山参事が言ったことを、後から私がメールで質問したものです。えっと、えっと……。

【片山参事】

メールですよ。

【森口専任者】

いきますよ、もう一遍いきますよ。えーと。

【光橋副会長】

あ、いやいや、細かい話、いいです。

【森口専任者】

いいですか。

【光橋副会長】

はい。

【森口専任者】

はい。で、えーと、2点目の5月の協議会での松本部長の発言の応分負担に関しては、その場で、もう質問して、片山、あの、松本部長とこの場で言った、言わないの論争になりかけて、では、私が後から調べますと言いました、そのことに関して。そして、調べた結果、松本部長の言っていることがおかしいので、えーと、おかしいというか、えーと、松本部長の言っていることがつじつまが合わないので、そのことに対しての質問なので、ここでやっている質問の継続なので、こういうことに関しては譲れません。

【光橋副会長】

はい。

【森口専任者】

きっちり出してください。

【光橋副会長】

はい。あの一、今の、えー、ご説明だと、えーと、協議会における発言についての質問ですので、あの一、個人的な質問とは受けとめられないんですけれども、そこら辺の見解についてご説明いただけますか。

【片山参事】

えっと、そうですね、あの一、メールで後から来てしまうと、えー、全体的に見えないもんですから、この会議の中で質問していただきたいというのが私どものお願いなんです。だから、こ

ここでビラをまいて、ビラというか箇条書きにしてですね、質問事項を出していただければ、えー、全体の位置づけで処理をさせていただきたいと、そういう考えです。

【森口専任者】

はい。森口です。ですから、ここでやりとりがあったものに関して、メールでちゃんと文書添付ファイルして質問をしております。あの、5月の松本部長の発言に関してです。

そして、今も、ここで、あの一、私のやりとりの中で、えっと、山崎さんが質問をしようとしたときに、それは話の筋が違うから、後にしてくれと、こういうようなことで毎回途切られるわけですよ。それをね、この場で質問しなかったから、この場のことではないというふうにしていただければ、何も質問できませんよね。

【岡田専任者】

あの、いいですか。あの一、私も質問出しています。というのは、えー、この会議の、お一、進行を、お一、早めるために、あらかじめ検討していただくという形で質問を出しているわけです。あの一、それは個人的と言われるかどうかわかりません。森口さんも同じだと思うんですよ。急に今日ここでこれを言っても、回答出ません。来週、次回になると。じゃなくて、ここで回答できるような内容という判断の中で、あらかじめ質問をさせていただきますと、そういう趣旨だと思うんですけどね。

ですから、あの一、やはり、例えば、あ一、片山、片山さんの数字の提示という形で資料があるのであれば、何月何日の資料という形で、この場に出してもらえばいいし、この、応分負担の問題は、やはり非常に関心があることなんでね、それはあらかじめ資料をつくってもらって、ここで配付していただくと。それで回答になるし、私の質問も、かい、回答していただけることになっているんで、そういうことだと思うんですよ。

いたずらに時間を長くしたくないからあらかじめ質問をするという、そういう態度だと思うんですよ。ですよ。ですよ。

【森口専任者】

はい、そうです。

【岡田専任者】

ということなんです。だから、そんなに難しく考える必要はないかと思うんですよ。

【小川専任者】

はい。

【光橋副会長】

どうぞ。

【小川専任者】

今、あの一、岡田さん言われたの、それだと、そんな難しい問題じゃないと思いますよ。あの一、え一、2つ問題があると思いますよ。あの一、1つは、さっき、あの一、森口さんが言われたと、おっしゃったとおりに、あの一、前回、前々回の協議会で、あの一、話したことの、あの一、おかしいと思う、私も思っていました。で、それをここで発言しないと、メールで後で、ああ、前回の話をメールで送って、これ、回答くださいと、まとめて、やったじゃないですか。で、それに対しての回答は、やっぱり配付をされるものであって、森口さんの個人的な問題じゃないと、私は思います。

それともう1つは、今まで、え一、あの一、岡田さんもそうだけれども、いろんな懸案事項を出されたじゃないですか。あれ、最初、出だしは、個人的な問題で、あの一、う一、う一、衛生組合に出した問題なんですよ。それをここで検討したことじゃないですか。それを、個人的な問題とかさ、そんなものじゃないと思うんですよ。

で、大事なことは、さっき片山参事が、え一、そういう、一々個人的な問題に対して取り扱うというのは大変だと。ま、それは大変だとは思いますがけれども、だけど、それがおたくの仕事であって、ちゃんと対応しなきゃだめだと思いますよ。

それで、あの一、基本的な問題としては、こういう問題が、あの一、この委員の方が質問出したら、丁寧に答えて、それに丁寧に対処するのが筋だと思いますよ。それを個人的な問題、個人的に、あの一、私、ちょっと聞きたかったのは、森口さんの個人的な意見であって、ね、みんなの意見じゃなくて、え一、な、とっぴよう、あの一、突発的に言った、もうほんとうに個人的な問題のような、あの一、答えだと、あの一、おっしゃっていますけれども、みんな同意をする、みんな感じていることなんですよ。だから、ここで丁寧に説明していただきたいと、私は思います。

【坂本代表者】

ついでに。

【光橋副会長】

どうぞ。

【坂本代表者】

えっと、ウエストの坂本です。あの一、先ほど岡田さんがおっしゃったとおりに思います。それで、あの一、基本的にですね、森口さんが今おっしゃった、あの一、要するに、あの一、施設のメリット・デメリットということについては、当初から問題になってますよね。1回も比較検討、ね、チェックアンドレビューもやっていない。

それで、もう1つは、その一、何ですか、応分負担ということについても、もうわけがわからないような状況になっている。特にですね、武蔵村山市の、あの一、し尿処理施設については、あそこは今、住宅地になってるじゃないですか。武蔵村山市が3市の中で一番行政イノベーションやっているところなんですよ。それはほんとうに、武蔵村山市はすばらしいなと思います。だから、あそこは市街化調整区域、あの大きな区域が、今、200、二百数十世帯の住宅地になってるじゃないですか、開かれた、きれいなまちになっているじゃないですか。だから、応分の負担という意味も薄れてますし、その根拠も、もう、あの一、薄れてきてるわけです、完全に。

それとね、要する、要するに、メリット・デメリットで言えば、今、小平市は、軟プラについては全部燃やしてます。で、東大和市と武蔵村山市は、業者委託しています。それを比較した場合に、施設をつくってどこがメリットがあるんですか。それは、全市民に知らしむべきだと思います。二十数億も、毎年数億円のランニングコストかかるのを、税金だからいいやというわけにはいかないでしょう、今。10億でも1億でも、みんなしのぎを削って節約しているわけですよ。節減に努めているわけです。

だからね、いいかげんなね、回答はやめてほしいんですよ。森口さんが言っていた今の2点というのは論点なんですよ。一番最初、当初からの論点じゃないですか。それを答えられないだけじゃないですか。それが、今、個人的にとか、何を言っているんだろうなと思いました。メールでね、CCでいただいて、とんでもない話だと、私も内心すごい怒ってましたよ。そんなことで通用すると思います？そこをちゃんとね、文書で、これだけのメリット、二十数億をかけてつくるメリットがあります。で、小平も、今、軟プラ燃やしてますけれども、それを全て資源化するということで、これだけのメリットがありますというのを比較してみてください。そうしたら、山崎さんの質問も全部生きてくるわけですよ。どだい、全然外れているから話にならないんですよ。相当勉強しないとだめですよ。

以上です。

【山崎専任者】

いいですか。

【光橋副会長】

はい。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。定義の話は後でしますけれども、あの一、隣にいる深澤さんもね、あの一、過去に、やはり騒音の問題で、その、意見書、質問書や何か出してますよね。で、それもちゃんと配付されたり、回答書も配付されてるわけです。

で、私のね、そのごみ量予測の前身でも、あの一、小平市の、あの一、一般廃棄物処理基本計画、1回も説明されていないんですよ。自分が個人的に調べて、で、その疑問点を書面として出したわけです。で、これは取り上げられているじゃないですか。何でそうやって、その一、内容によって、こっちは個人的だ、こっちは協議会の場、どうやって分けるんですか。今までの過去の例を見ればわかるじゃないですか。ここで説明された、説明されたやつで質問しなくても、疑問に思えば、きちんとちゃんと質問書を出しているわけじゃないですか。それはちゃんと書面として配付されているわけですよ。で、回答書もちゃんと配付されているわけです。それがちゃんとホームページに掲載されているわけですよ。何で今回だけ森口さんの質問内容について、個人的だというのは、全く理解できないですね。個人的な問題、ものだとは思ってま、思いませんので、きちっと今までと同じ対応をしなくちゃいけないと思う。公平にやらなくちゃダメですよ、こういうものは。

【光橋副会長】

えっと、今までの話だと、お一、個人的な話ではないと思われるんですけども、組合側も、その認識でよろしいでしょうか。

【小川専任者】

各自治体とか管理組合の代表で来ている、来て、個人的に、あの、あの、説明しているんですからね。

【片山参事】

うん、あの一、過去にはそういうこと、確かにありましたし、私どもせいっぱい……。

【小川専任者】

過去じゃないでしょ。今までもそうでしょ。過去もやったからでしょう。

【片山参事】

いやいや、あの一、そのとおりだと思う、おっしゃるとおりだと思いますよ。それなんで、前向きに……。

【小川専任者】

何だよ、急にそうなったのかが、僕、わかんないです。

【片山参事】

いやいや、そういうふうに整理させていただけないかというふうにお願いしているわけです。

【山崎専任者】

先ほど、定義だって言ったじゃないですか、自分で。だから、定義の話をしようと思ったんですよ。定義させてくださいと言ってないじゃないですか。

【光橋副会長】

あの、今、反省されていると思いますので、ちょっと最後まで。

【山崎専任者】

反省、ちゃんとしてよ、反省。

【小川専任者】

わかりました、反省しますと言ったって困るんですよ。

【伊藤課長】

すいません。今、あの、てい、定義の話というところで……。

【山崎専任者】

10分位前に言ったのが反省かよ。

【伊藤課長】

えーと、すいません、あの、さ、先ほど、最初のほうで申し上げたところで、個人的、ま、協議会なのかというところ、そこがやっぱり、こう、曖昧だということがあったので。

【小川専任者】

全て曖昧ですよ。曖昧でごまかそうとしているんですよ。

【伊藤課長】

聞いてください。今ですね、で、皆さんの、皆さんのそういう、まあ、協議会としてののだというところで話があったので、こちらのほうは、じゃ、次回という形でさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

【山崎専任者】

回答はもうできているんでしょう。メール見ると、回答に、あの一、作成に着手するって書いてあったじゃないですか。だから、できてるんだったらすぐ配ればいいじゃん。

【小川専任者】

何で配らないんですか、そんなの。

【伊藤課長】

いや、今日は……。

【片山参事】

そういうので……。

【山崎専任者】

いや今日は無理にしても、月曜日にでも配ればいいじゃないですか。

片山参事】

それは、あの一、4団体調整が必要なんで、時間をいただきたいと思います。

【小川専任者】

何で4団体調整するんですか。おかしいですよ、それ。仕切ってるの、衛生組合で仕切ってるんでしょ、ここ。

【光橋副会長】

一応落ち着いてください。あの一、4、4団体調整は必要だと思います、私も。

【小川専任者】

4団体の調整ってなんだよ。そんなの関係ないですから。

【光橋副会長】

とりあえず、時間を、時間を与えて、あの一、配っていただけるとお約束いただいたので、え一、この話はこれで終わりにしたいと。

【山崎専任者】

いつまでだか決めておいたほうがいいと思います。

【小川専任者】

そうですね。

【光橋副会長】

約束できますか。

【山崎専任者】

いつもずるずるになりますので。

【光橋副会長】

時間、やれますか。

【山崎専任者】

できてるんだったら、すぐ協議すればいいんだから。

【伊藤課長】

すいません、次回の協議会で配らせていただいてもよろしいですか。あの、メールでのやりとりではなく、やはり郵送の方もいらっしゃるの、やはりそこは皆さん、あの、平等な形でやりたいと思うので、次回でよろしいでしょうか。

【森口専任者】

はい、結構です。

【山崎専任者】

回答は、だって、早くくれるんじゃないの。

【森口専任者】

それと、えっと、それは資料ですので、えっと、ここで配付する前に、あの、資料配付は1週間前ぐらいにはみんなにしているということは、あの一、同じ取り扱いになるということでしょう。いいですね。

【伊藤課長】

今、協議会の、ま、あの一、協議事項という形で乗ったかと思っていますので、そのように、ちょっと努力したいと思います。

【森口専任者】

はい。

【坂本代表者】

基本的にはですね、この協議会の委員から意見とか発言があったもの、メールであっても意見としてとり上げるべきじゃないですか。個人的にというのはないでしょう。個人的に委員以外の方が出すのであれば、それは個人的でいいかもしれないけれども、あくまでも協議会の延長線上でやっている話ですから。それは、そのとおりに拾い上げないと。

【小川専任者】

それはそのとおりですよ。

【森口専任者】

1つ確認させていただいていいですか。えっと、この場で、えっと、行政側から説明されることというのが結構多いんですが、その都度、そこはおかしいだろうというふうに私たちが、あの、手を挙げて説明すると話が進まないと思うので、かなり我慢しております、皆さん。それはおかしいと思いながら聞いております。あの、でも、今、あの、片山参事のお話だと、ここで発言がなかったものに関しては、ここの話じゃないということになると、私たち、その都度、あ、それは今までもうずっと説明続けているけど、私たち、納得しま、してませんよ、質問しますよというのを毎回やらなくちゃいけないんですが、その件についてはいかがでしょうか。

あの、後でメールで質問して、メールというか、後で文書で質問してよいのであれば後にしますけれど、後の文書では受け付けられないということであれば、質問した際に、あの、みんなで一斉に手を挙げて、そこは違うよということをお知らせさせていただきます。

【坂本代表者】

山崎さんがおっしゃったようにね、うーん、公正公明でないとはダメですよ、こういうのはね。

皆さん、時間を割いて出てきてるわけですが、私だって、明日もあさっても用事があるけれども、やっぱりこう、時間をおして来てるわけですから、皆さんそうだと思いますよ。それを仕事でやっているわけじゃないわけですからね。

それなのに、時間、あいてる時間で眠い目をこすって、メールとかちゃんと読んでるわけですよ。ほかのインターネットで資料を調べたり、それは何、何十倍も見てますよ。だからといって、組合がそれを仕事で、組合がやっているからいいやというわけじゃないかないわけですよ、やっぱり、市民の税金を使う話ですから。二十数億も使うようなことに対して、何がメリットですか。そこをちゃんと、やっぱり公正に、皆さんの、こう、皆さんのもとにさらして、ちゃんと説明しないといけない話でしょう、こんなのは。懇談会を開いたから、それでいいというものでもないでしょう。説明会を開いたからこれでいいというのじゃないでしょう。そういうもんですよ。

あとはね、今ね、国会で問題になっているかけそばやもりそばじゃないけれども、フルコースでいっているのに、このそばを食べなければ本、本コースに入れませんかみたいな話になっちゃうじゃないですか。こんなのはなくたって、今、今やっている、今ちゃんとできてるのを、何でそれを蹴って、二十数億も、毎年何億も出してつくらないといけないかということを知っているわけですよ、当初から皆さん。今から社会保障なんか大変です。

【岡田専任者】

じゃ、議事録上はね、やはり僕らはここで議論して家に帰ると、やっぱり疑問が出てくるんですよ。それに対して質問しているんですから、メー、あの、議事録上は、今後もね、メール、今後もメールでの質問を受け、基本的に回答します、こういうことですよ。やってください。

【坂本代表者】

おっしゃるとおり。

【小川専任者】

おっしゃるとおりですよ。

【岡田専任者】

あまりにもくだらない質問があったら、それはどうなるんですかという回答もあってもいいと思うんですよ。でも、そんなことをやっている人はいないんで。

要するに、やはり、ここで議論した、家に帰った、1週間たった、あ、これがあったねということについては質問しますから、それは次のこの場で回答していただく。そうすれば、前にどんどん進んでいきますから、こういう形で議事録書いてください、お願いします。

【坂本代表者】

岡田さんのおっしゃるとおりでしょう。

【光橋副会長】

山崎さん、お願いします。

【山崎専任者】

山崎です。しつこいですが、今、岡田さんが言われたのは、定義ということでもいいですかね、取り扱い。先ほど片山参事は、これが定義だと。要は、個人の扱いだと。で、10分ぐらいしたら定義にしたいと。こう、10分ぐらいで、ころっと、こう、内容が変わっちゃうので、で、定義というのははっきりしておいたほうがいいと思いますよ。あの一、その場でね、もう数分の間に、その発言内容が変わるといのは、ちょっとおかしいでしょう。誘導しているようなものですよ。これが定義だ。だから、私、定義は何だって聞いたんです。そうしたら、10分もしたら、定義にしたいんだと。全く違うじゃないですか、内容が。じゃ、定義は何ですか。

【光橋副会長】

一応、ま、今の岡田さんのやり方でルールということによろしいですね。

【岡田専任者】

もう余計なこと言わないんで、やってくださいと。やりますというなら、もうやりましょうよ。それでやらなかったら、また騒ぎになりますよ、やっていただけるということで確認できたんだから。

【坂本代表者】

定義の意味がわからなかったりして。

【岡田専任者】

前に進めてください。

【小川専任者】

定義というのは意味がわからなかったりして。なぜですか、突然定義って言われてもさ。

【山崎専任者】

分からないで発言したらまずい。

【坂本代表者】

口から出まかせだから。

【光橋副会長】

よろしいですね。はい。一応、じゃ、あの、今後はそういう形で、あの、定義、ま、ルールという形で、えー、お願いします。

えーと、ほかに何かございますか、まだ。えーと、スケジュールとかありますけど、大丈夫ですか。

【伊藤課長】

説明に入ってよろしいですか。

【光橋副会長】

はい。じゃ、施設の姿について、事務局のほうから。

【伊藤課長】

はい。えー、それではですね、えーと、スケジュールのほう、話をさせていただきたいと思います。A4横のスケジュール表です。

えーと、まずですね、えーと、6番の都市計画決定の関係でいきます。えーと、こちらですが、えーと、5月16日の日にですね、えっと都市計画審議会のほうがありました。で、こちらのほうはですね、3月に行いました、行われました、えー、東大和市街づくり条例に基づく懇談会の開催、その当日の、えっと、様子等の、えー、報告を委員さんのほうにさせていただいております。

で、その後に、ま、この表にも書いてあるんですが、えっと、東大和市街づくり条例に基づく懇談会の開催と、第2弾という形なんですが、こちらのほう、えっと、6月16、17という形で、えー、開催が、えー、されます。こちら、皆さん、あの一、市報、織り込みですかね、まちづくりニュースが入っていると思うんですが、改めて、あの、こちらのほうで、えー、ちょっと日程、時間等ですね、お伝えしたいと思います。

えー、6月16日金曜日がですね、えっと、19時から20時半、6月17日土曜日が、えー、ここ2回ありまして、えー、10時から11時半と、えー、14時から15時半という形で、いずれもですね、ま、1時間半で、えー、場所につきましては、市役所、東大和市役所の会議棟第6会議室という形になります。よろしく願いいたします。

えー……。

【坂本代表者】

伊藤さん、すいません。

【伊藤課長】

はい。

【坂本代表者】

参考までに、3月の懇談会というのは、それぞれ何人出席されましたですか、市民が。

【伊藤課長】

すいません、ちょっと……。細かい、すいません、今、数字は持ってないんですが、トータル70……。

【中山課長】

はい。えー、すみません。えー、個々では……。

【坂本代表者】

あ、それでいいです。

【中山課長】

いいですか。

【坂本代表者】

あの、わかりました。あの、ひつまぶしの会だったら、はい、あの、私のほうで。はい。

【伊藤課長】

はい。え、じゃ、すみません、えーと、じゃ、スケジュールのほう、続けさせていただきます。えーと、ま、都市計画決定のほうは、そのように、えっと、記載をさせていただいております。

えー、14番の、えーと、既設解体工事ということで、大変、これ、申しわけない、前回の話の続きですが、えーと、ま、東大和部分のですね、えっと、解体工事のほうが入ってなかったということで、えー、4月17日から5月31日という形で、えーと、記載のほうをさせていただいております。

で、その後ですね、まだ残っている部分につきましては、今、えーと、10月から11月の、ま、予定でということ点線が入っているという形になります。

えっと、あとですね、すみません、こちらのほうには書いていないんですが、ちょっと情報だけ、情報の提供だけさせていただきたいのが、えーと、ま、こちらのほう、3市の共同資源物処理施設なんですが、えっと、今、組合のほうでは新ごみ焼却施設の、ま、懇談会、今日、ちょっと欠席ですが、邑上会長のほうも懇談会の委員として出席をされています。こちらのほうがですね、えーと、まあ、ここで、えー、市民公募の方も加わったということで、えー、全、今、今のところ、第6回までが開催されております。えー、で、市民公募の方も、か、かかわってきたということで、そちらのほうの、えー、施設見学会のほうがですね、えーと、あります。で、6月23日の金曜日、ま、12時、組合を出発するという形で、こちらは、あの、まあ、懇談会のほうが、ま、メインではあるんですが、えー、もう1つ、あの一、組合としましては、中島町のほうに、えーと、協議会、ありまして、そちらの方もということで、えーと、場所としてはふじみ衛生組合と、えーと、武蔵野クリーンセンターという形で。

えー、この懇談会なんですが、えーと、今、あの、新ごみ焼却施設のほうは、これから、あの、基本計画の作成のほうですね、進めてまいりたいというところで、ま、そちらを、えー、ま、議論していくというような形でもありますので、ま、そのような施設見学会も行われているんだと

いうことを、すいません、情報提供だけさせていただきたいと思います。

スケジュールに関しては以上です。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

森口さん。

【森口専任者】

スケジュールに関して質問です。今、2回目の懇談会になりますが、はい、えっと、この懇談会なり説明会なり、人が集まる場所というのは、えっと、都市計画決定まで何回ありますか。これが今2回目と数えて。

【伊藤課長】

何回？

【坂本代表者】

わかんない。

【伊藤課長】

何回？

【松本部長】

その、人が集まる回数という捉え方が、えっと、これは、あの一、都市計画手続きに入った後も、説明会というのは、え一、原案の説明会とか案の説明会ということで設けてますので、そこまで含めてということであれば、まずは、それぞれ、原案説明会と、あの、説明会とというのは、まだ今後予定はされるという形になります。

【森口専任者】

あと、これのほかにあと2回、2回ある可能性はある。

【松本部長】

ま、単純に、手続き入った後の説明会で、最低限2回はあるという、そういう考えになりますね。

【森口専任者】

それと、あと、あの一、パチンコ屋さんの中には、近隣の住民の説明会ということで、この桜が丘の会場でもあったんですが、それはいつになりますか。

【松本部長】

で、そこは今、森口さんが言った、その、パチンコ屋さんのやつというのは、あくまでも大規

模建築物というか、ま、一定規模超えるということで、えー、やっている近隣住民説明会なんですね。で、そこは、ちょっと今のところ、まだ、えー、現段階では都市計画決定のほうのスケジュールで、今、いっぱいいっぱいなので、ちょっとそこは、いつどういった形でやるかというのは、まだちょっと、そこは、あの一、詰めきれていないということです。

【森口専任者】

えっと、このところは大規模に当たらないからやらない可能性があるということですか。それとも、やるけれども、決まっていないということですか。

【松本部長】

えっとね、規模的には該当しちゃいます。ただ、あの一、1つ微妙なのが、あの一、要するに、パチンコ屋さんのおきというのは民間事業者さんが建築物をつくれますよということなんで、ま、当然これは、あの一、近隣住民の方と接する場がなくなってしまうと困るので説明会をやってもらっているんですね。

ただ、えっと、こうやって自治体がつくる場合の建築物の場合、いきなりつくれますよという話には一般的にならないので、事前説明会が何らかの形で行われるという形になりますので、なので、ちょっとその辺、えー、どうするかというのは、あの一、内々でそこまで、ちょっと今確認はしていないというところです。

【森口専任者】

あるかないかは、まだわからない。それも含めてわからないと。やってください、はい。

【光橋副会長】

えっと、すいません。私のほうからちょっと質問させてください、スケジュールについて。

えっと、建設工事関連の下の方の既設解体工事の、えっと、4月17日から5月31日って書いてあるのが、この間の東大和市分ですよというご説明いただいて、えー、その一、それが終わった直後に6月から入るのが、えっと、衛生組合側の分の解体工事ということでよろしいですか。

【伊藤課長】

えーと、組合のほうは、その、ま、変更の点線の、今、予定でいまして、えっと、10月、11月。

【光橋副会長】

こっちは。

【伊藤課長】

そうですね。

【光橋副会長】

えっと、こっちは何……。

【伊藤課長】

今の、えっと、光橋副会長がおっしゃったのは、当初のスケジュールということで、すいません、今回、えっと、スケジュールのほうはずれてきているという形になります。

【坂本代表者】

そうじゃないでしょう、これは。リース契約していた分を解体したんでしょう。で、残りの前からあった部分について、まだ残っているから、それを解体するという意味での計画表でしょう、これは。残りでしょう。ちゃんと理解しておいてください。

【光橋副会長】

ごめんなさい、ちょっとまだ理解できてないんですけど、えっと、えーと、黒く、薄く色が塗ってる4月17日から5月31日分は、おわ、あの、計画どおり終わりましたと。で、東大和市分だったので、初め、前回までは、このスケジュール、書いてませんでしたと。

【伊藤課長】

実施、実施済みということで、ここは終わって塗られたものですね。

【光橋副会長】

で、そのちょっと右上に書いてある6月から、えー、9月いっぱいまでかかっていたのが当初スケジュールですよ。これが、えーと、ずれて10月、この点線部分に移動したという理解ですか。ああ。

【坂本代表者】

いや、違う。光橋さん、よろしいでしょうか。

【光橋副会長】

はい。

【坂本代表者】

あの一、今、この4月に解体したやつはですね、あの一、10年前に消防法、建築基準法違反で、その、要するに、リース契約で急遽建てないとあそこに保管できないということになったわけですね。ですから、あの、10年間契約でリース契約結んでたんですよ。その期限切れが、ちょうど、あの、今になったんで、これは解体しますと。

ところが、そうでない、まだ昔からあった倉庫については、まだ残ってますから、これも解体しますという。そして更地にするという意味ですよ。伊藤さん、そうでしょう。

【伊藤課長】

残りの部分が、だから、ここに来るって、そういう、そういう話ですか。

【坂本代表者】

そうですね。はい、そうでしょう、そういう意味なんです。

【小川専任者】

そこでわからないのがね、4月から5月で終わったあれは、あの、東大和市の所有物というか、そういうことで、市で、えー、あの、ま、問題になったんですけども、あの一、うー、単独で解体したじゃないですか。残った部分は、どこの部分ですか。あれは衛生組合のものですか。

【坂本代表者】

あの、市ですよ。東大和市。

【小川専任者】

うん。それじゃわからない、意味がわからないんです。残った分なわけです。

【松本部長】

4月まで使って、その後解体したやつは、あれは、あの一、市が契約していたやつなんですね。

【小川専任者】

市が契約。

【松本部長】

だから、ま、市が契約していたやつなんで、先方さんとのリース契約の中で相手に解体をしてもらったということで、今……。

【小川専任者】

残り分はどこなんですか。

【松本部長】

ん？

【小川専任者】

残り、残って、今残っている分はどこなんですか。

【松本部長】

残り2棟、残っているものについては、あの一、今現状では、あの一、所有権自体は、もう相手は放棄しちゃってるので、うちのほうが持ってるという形になりますね。

【小川専任者】

それじゃ、東大和市でしょ。だったら、同じふうには、何で4月のときに解体しないで。

【松本部長】

違う違う違う。で、どこが一番違うかという、要するに、うちが先に壊したやつは、リース契約の契約の中に解体費は相手が持ちますという契約なんですよ。で、残りの2棟はそうならないという契約なんです。

【小川専任者】

わかりました。

【光橋副会長】

ごめんなさい、まだちょっとわかってないのは、えっと、と、えー、そうすると、当初スケジュールが6月から9月いっぱいまでですかね。それが、えーと、11月にずれてますけれども、これは何、何でずれてるんですか。ずれた理由は。

【片山参事】

えっとですね、ずれた理由は、あの一、ま、本体の建設工事がですね、ずれてきたということ、で、本体と、ま、あの一、くっつけて、えー、施工したいという意味でずれてきたものでございます。

【光橋副会長】

ん？

【片山参事】

本体工事、15番ですね、こちらのほうが遅れておりますので、それにあわせて遅らせてきたということです。

【光橋副会長】

あ、既設解体工事がずれたから、私は15番の新施設建設工事がずれたのかと思ったんですが、新施設建設工事が遅れたから、既設解体工事も急がなくて済んだのでずらしたということですか。

えーと、新施設工事、えー、建設工事がずれた理由は何なんですか。

【片山参事】

ま、今、えー、東大和市で都市計画決定の作業を行っていただいております、ま、そのスケジュールが、ま、11月ごろになるだろうというような、えー、お話をいただいております。で、それが出まないと、もちろん、あの一、建築確認申請できませんので、そういう形で遅れてきたということでございます。

【光橋副会長】

すいません、東大和市の何が遅れたんですか。

【片山参事】

都市計画決定。

【光橋副会長】

ああ。

【片山参事】

都市計画決定なんですけど、えーと、私どもの、あの、事務手続の時間も遅れたというのがありますけれども、ま、その中で東大和市さんには期間短縮をお願いしているところですが、やはり、あの、スケジュールどおり、12カ月、ま、今回も、あの一、ちょっと上のほう、ちょっとありますけれども、えー、市民懇談会ということで、えー、1度、3月の24、25にやらせていただいたんですけど、やはりまだ、あの一、説明しきっていないということで、えー、もう1度、この6月の16、17日ですか、こちらやらせていただくと、このような形で、ま、通常よりも時間かかると、こんなスケジュールになっているところです。

【光橋副会長】

ちょっとしつこいようで申しわけないですけど、なぜ都市計画決定が遅れているんですか。

【片山参事】

ですから、通常、この懇談会が終わりますと、あの一、原案というものをつくって、その説明会に入ると聞いているんですけど、ここでの説明が、ま、あの、しきっていないという判断を、私どもはしております、その結果、もう1度これをやることになったんですね、懇談会。

【光橋副会長】

市、市への説明？

【片山参事】

市民説明。

【光橋副会長】

東大和市民の説明が……。

【片山参事】

説明。

【光橋副会長】

えー、しきれないないので。

【片山参事】

ええ。

【光橋副会長】

もういち、もう少し丁寧にする機会を増やしたために。

【片山参事】

そうです、そうです。

【光橋副会長】

遅れたということ。

【片山参事】

遅れたということ。

【光橋副会長】

えー、ということは、まだ東大和市民の理解が、まだ、あの一、進んでいないというご理解は
していただいているということですね。

【片山参事】

そうですね。

【光橋副会長】

はい。

【片山参事】

はい。

【光橋副会長】

わかりました。

【坂本代表者】

ちょっとすいません。今の説明には重大な瑕疵がありますけれども、そもそも都市計画決定が、
懇談会が、あの、しき、あの、しきれていないからという話じゃないでしょう。都市計画決定と
いうのは、あくまでも都市計画審議会に諮問したことが、それで了解されて、初めて成立する話
じゃないですか。何をないがしろにしているんですか。都市計画審議会、そんな軽いものですか。
あってもない、なくてもいいような、市民、あの、組合で説明できるような話じゃないじゃない
ですか。

【光橋副会長】

すいません、坂本さん、ちょっと今のご質問の意味が、私、よく理解できてないんですけど、
もう1度、えっと、かみ砕いて説明していただけますか。

【坂本代表者】

あの、都市計画法の中には、あの、自治体には必ず、あの、都市計画、要するに都市計画審議

会、あの、都市計画の用途地域を指定するために、ここは建てていいとか、あの、住民指定、用途指定があるんですけども、その、あの、用途指定をするのに、都市計画審議会の決定がないといけないわけですね。だから、それだけ、その、法令で縛ってあるわけなんですよ。

だから、その、あの、ま、その、もと、もともとは、あの、都道府県にあったんですけども、それがどんどん下ろされて、今、自治体でできるようになっているんですけども、それを、その、要するに、あの、自分たちのことは自分たちでやりなさいと。で、もう、要するに、結果責任ですので、自治体で変なことをやれば、そこで責任もたなきやいけないんですけども、それを決めるのが都市計画審議会ですよというのは、法令で規定してあるんですね。

だから、その法令を無視して、あの、衛生組合が説明しきってる、しきれない話じゃないというのを、一番大事なところを申し上げたんです。

【光橋副会長】

え、えっと、要約すると、都市計画、あの一、法律に基づいた都市計画審議会を行うのであれば、あ一、衛生組合側は東大和市民に説明が十分なされている、え一、市民が理解されているという判断をする必要がないという意味ですか。

【坂本代表者】

それは、都市計画審議会がちゃんと説明してくださいよと言えば説明しないといけないわけですよ。だから、その担保もない、ないのに、都市計、あの、都市計画審議会が一方的に、ああ、いいよというわけにはいかないわけですね。

【光橋副会長】

ああ。えっと、じゃ、延ばしたというのは、都市、ええ、審議会が判断しないと延ばせないはずだということですか。

【坂本代表者】

そうです。通常はですね、あの、東京都あたりは年に4回しかできないんですよ。

【光橋副会長】

はい。

【坂本代表者】

四半期に1回ぐらいしかできないんで、1回外すと1年かかるんですよ。その決定を受けるまで。

【光橋副会長】

はい、ちょっと……。

【坂本代表者】

だから、こんなに簡単なものかなという、逆に私も思ったんですよ。

【光橋副会長】

えーと、すみません、じゃ、坂本さんのご質問について、私のほうから、えっと、もう1度片山さんに伺いたいのは、片山さんのご回答だと、えっと、衛生組合側のご判断で、あの一、都市計画決定が、あ一、説明を重ねたいということで遅らせたというふうに理解したんですけども、え一、坂本さんは、そういう、うー、うー、衛生組合で判断できないはずだと、え一、審議会の方が、え一、延ばすという判断しないといけないというふうに言われているんですけど、このご質問については。

【片山参事】

えっと、街づくり懇談会の結果については、都市計画審議会は、こちらございますですよ、3月30日、こちらに報告するんですね。その段階で、説明は私ども尽くしましたので、え一、ま、次の段階お願いしますということを言えなかったということで、判断自体は、私たちがしたわけではなくて、りよ、え一、都市計画審議会の、ま、了解を得たというような形になっていますので。

【坂本代表者】

了解を得た。

【片山参事】

了解といたしますか、私たちのほうからですね。

【坂本代表者】

あなたがそう了解を得たと思っているだけでしょ。都市計画審議会の審議会で審議して、これはいいよという話じゃないわけでしょう。

【片山参事】

ですから、いいよって話にならないだろうということで、もう1度やらさせていただくという方向にしているわけですね。

【坂本代表者】

それだったらわかる。

【森口専任者】

はい。

【光橋副会長】

どうぞ。

【森口専任者】

質問。

【光橋副会長】

はい、どうぞ。

【森口専任者】

スケジュールに関してなんですが、今のところ、あの、点線の部分が遅れてきていますからこうなりましたという話で、あの一、もう1回説明が多くなったから予定が遅れるという意味にとったんですが、あの一、もう結構前からこの点線の部分で、ここ、ずっとこの位置にありますよね。今、特別に遅れたんじゃないくて、先月のところを見ても、もうこのところになっているんですけど、あの一、ほんとうに、その、3月のだけでは足りないから、6月をもう1回増やしたということであって、遅れが出たのであれば、この点線は結構前からここにあるんで、もっと遅れることになるんじゃないかとありませんか。わかりましたか、言っていることが。

【松本部長】

ごめんなさい。えっと、それはね、今、森口さん言ったのが合ってますので。

【森口専任者】

合ってますね、はい。

【松本部長】

ただ、これ以上遅れるかではなくて、本来もっと先に、このスケジュールを修正していなければいけなかったのをしていなかったというだけですから。

【森口専任者】

これ、もっと遅れるということですよ。

【松本部長】

いえ、だから、遅れることは、今の現段階では、この破線のスケジュールというところですよ。で、ただ、もし仮に、この破線がさらに遅れるということになるとすれば、これから先に進める事務の中で何か起きてしまえば遅れるということではありますけど、今の現段階では、修正地点はずれたけれど、今の予定でいくとこれです、破線ですということでもいいになります。

【森口専任者】

結構前から、この破線は、ここの位置にあると思っっているんですよ、確認しているんですが、ということは……。

【松本部長】

そうですね。だから、それは、あの一、都市計画決定をするのに標準的に、まあ、12カ月か

かるよという、前、ご説明したと思うんですね。

【森口専任者】

はい。

【松本部長】

だから、それに合わせた形の、要するに、えー、実線を破線に直すということを、多分、やってなかったはずなんですよ、ここ。それで、えー、気づいてから直したので、今の時点は、こういう。

【森口専任者】

その後から、あの一、今言った3月の説明会では十分でなかったんで、6月にもう1回やることが決まったわけですね。ということは、もうその段階で、その、2カ月の遅れがここで出ました。

【松本部長】

で、一応、2カ月の遅れなりずれは出ているんですけど。

【森口専任者】

はい。

【松本部長】

今の、ま、えっと、内々確認した状況でいくと、ま、この破線の枠の中でいけるだろうということで、今は、このスケジュールになっているということです。

【森口専任者】

そうしますと、あと2回予定される、あの、説明会が、あ、えーと、あるわけですね。あの一、原案の説明会と、えっと、もう1つ、説明会ありますよね。

【松本部長】

案の説明会。

【森口専任者】

そうすると、ここ、毎月説明会するんですかという、この後、苛酷な説明会が待っているなどというのが思うんですけど、そ、それだけ市民に詰め込むということですか。

【松本部長】

あの、詰め込むというわけじゃなくて、手続きを踏みながら説明会を進めるということになるので、そこは、かなり、ま、えー、タイトなスケジュールにはなるだろうということになりますね。

【森口専任者】

結構市民無視ですね。

【松本部長】

ただ、そこは、その、市民無視にならないために、今回、さらに懇談会を2回やるということになりますので、そのところは、ま、そうくんでいただければと思います。

【森口専任者】

はい、終わります。

【小川専任者】

いいですか。私、私、あの一、えー、勉強不足かもしれないけど、都市計画審議会と懇談会の関係なんだけど、懇談会をやった後に、その懇談会の内容を、今度、あ一、都市計画審議会に報告するわけですか。懇談会で説明して、ただ懇談会する、う一、懇談会で市民に説明しますよね。で、理解を得るか得ないかは別にして、で、その結果を報告して審議会を、に報告して、それで、ま、あの一、都市計画審議会を開催するということですよ。

【松本部長】

で、今の、ま、うちの市の街づくり条例が、その一、具体的な都市計画手続、事務手続に入るという前に、きちんと、えー、住民の意見を聞きなさいよという条例のつくりになっているので、ですから、それがこの街づくり懇談会ということで、えー、住民の方に、えー、やりとりを重ねて、きちんと前もって、こういうことを予定してます、で、どういう意見がありますかということのやりとりをさせていただいて、それから手続に入りなさいという条例のつくりになっているということです。

【小川専任者】

それで、じゃ、懇談会で、市民の理解が得られなくて、えー、あくまでも反対が多いとか、いろんな意見が多いと。なかなか進まなければ、審議会の手続が進まないということですよ。そう理解していいですか。

【松本部長】

うん、で、そこについては、あの一、あくまでも街づくり懇談会でこういう意見が出ましたという状況報告は、ま、適宜都市計画審議会にさせていただいています。

なので、あとは、ここで、えー、都市計画審議会の委員さんが、それらを踏まえて、え、市の言い分はこうです。でも、懇談会をやって、市民の意見を聞いたらこういう結果でしたということ、それぞれすり合わせた中で、委員さんが判断していくということになります。

【小川専任者】

私も、あの、東大和市の街づくり条例を1回読ませていただきましたけど、基本は、筋は、市民と協調して、理解を得て進めてくださいということになってますよね。

だから、あの、懇談会まで、あの一、都市計画審議会でも、市民の理解を得られない場合は、だから、得るようにしてくださいと。得られない場合は進めてはならないということを反対に言えるわけですよ。だから、そのことが、ちゃんと、あの一、踏まえて、え一、懇談会とかそういう趣旨の意見を取りまとめてください。

【松本部長】

あの一、報告は、そのまま、あの一、3月下旬にやった懇談会も、こういう意見が多数ありましたということで、既に審議会には報告しております。なので、そこは委員さんの、ま、ご判断という形になるのかなと思います。

【光橋副会長】

山崎さん。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。すいません、スケジュールの今の都市計画審議会の件で、あの一、どこかで、東京都の都市整備局と協議が入ると思うんですけども、それはいつごろなんですかね。その、原案が全てまとまって。

【松本部長】

あの一、今、東京都協議のタイミング、ま、これは、あの一、通常の事務てつ、事務手続の流れの中で、基本的には原案説明をして、ま、当然、原案説明といっても説明会だけじゃないので、やっぱりそれなりの一定期間の、え一、縦覧と意見募集をするという。

で、それらの意見も踏まえた形が終わった段階で、え一、東京都協議という形になります。で、その東京都協議を踏まえて、え一、次のステップとして案の説明会を、また同じ形で説明会をしながらも、え一、縦覧期間を設けて意見募集をするという、そんな流れになります。

だから、同じことを2回やるんですけど、その間に東京都協議が入るという、そんなイメージですね。

【山崎専任者】

このスケジュールでいくと、どこら辺で東京都の、その協議になる予定ですかね。

【松本部長】

多分、ま、あくまでも予定なんで、これは、その目安になりますけれど、今からってなると、ま、早くても、あ一、9月ぐらいになっちゃうかなというイメージですね。

【山崎専任者】

そうですね。そうすると、このスケジュールどおりなかなかいかないねっていう感じですよ
ね。

【松本部長】

だから、今、あくまでも、ま、さっきも森口さんのときに言ったんですけど、あくまでも今時
点での、ま、スケジュールが、この破線というふうに読んでいただければとは思いますが。

【山崎専任者】

ま、一応予定どおり、いろいろ、あの一、進捗して行って、最終的に、こう、調整をしていく
という形しかないということですよ。わかりました、ありがとうございます。

【光橋副会長】

よろしいでしょうか。次は。

【岡田専任者】

私から1点。

【光橋副会長】

あ、はい。

【岡田専任者】

伊藤さんのお話です、新燃焼工場の懇談会の話がちょっと出ましたけれども、で、工場見
学は6月いつ？

【伊藤課長】

6月の23ですね。

【岡田専任者】

23、金曜日ですね。で、それは、ま、この協議会、邑上さんが、あ一、参加していただい
てるんですけども、多分、出れないでしょうけど、そうすると、この協議会から希望者は参加
できると考えていいですね、希望者。

【伊藤課長】

いや、あの、情報提供で、あくまでも、あの一、基本は、あの一、懇談会の方と、あと、あの、
同時に進行しています連絡、向こうの中島町のほうの連絡協議会、そちらの方々で行くとい
うことです。

【岡田専任者】

ということは、例えば邑上さんが行けないとなったら、この協議会で希望される方が複数名行
ってもいいの。

【伊藤課長】

ちょっとそこは相談させてください。

【岡田専任者】

で、でなかったら、ま、一応指名されちゃってるんだけど、それはちょっと、やっぱり参加させて、あんまり……。

【片山参事】

一応、邑上会長についてはですね、懇談会委員ということで個人に委嘱をさせていただいているので、代理が認められないんですよ。

【岡田専任者】

うん、だから、原則は原則でね、それは工場見学であれば、それなりに、ある、みんな知識を得たい人がいるんだから、幅を広げてね、逆に私、23日は行けないんですけども、どなたか希望のある方は、やっぱり幅を広げていただきたいんですよ。

【片山参事】

はいはい。施設見学といっても、ごみ焼却施設ですから、ごみ焼却施設の施設見学ですから、まあ、情報提供はさせていただいただけで。

【岡田専任者】

何が言いたいかというと。

【片山参事】

ええ、ええ。

【岡田専任者】

ま、5月30日、第6回まで出てますよ。で、この会議が6月28日、第7回、7月10日、第8回があるんです。私、ほとんど出てます。

で、ここでいろんな疑問になることが、そこで、あ、そういうことなんで、このプラスチック工場がつくらざるを得ないのかなど、簡単にはそう思わない方もおられると思いますけれどね、ですから、傍聴という形ですけれども、皆さん、お時間あったら、ぜひ傍聴されたいかがですかという、余計なことを言ってますんですけども、えー、そういう意味では、ま、ぜひ聞いてくださいというのと、その、それに踏まえて、やはり、工場見学というのは全体を見る、知識を得るという意味ではですね、そういうチャンスで、その、邑上さんだけだからだめということじゃなくて、やっぱりこの協議会の代表として出ている。この協議会は、今は邑上さんが代表ですけど、みんな平等なんですだから、そこには人数枠、制限されてもいいんですけどもね、何、何名かは動けるといっていただかないと、それはちょっと、ある意味で、東大和市に対

する不公平というふうにはしか。中島町は3人も今出ているわけじゃないですか。

【伊藤課長】

懇談会にですね。

【岡田専任者】

そうでしょう。ここ、1名、東大和、もう1人入りましたけど、2名。やはり、村山も含めて、3市同じようなレベルで、小平には工場があるという、そういう非常に大きな問題が有るかもわからないけれども、3市でつくるという、3市で勉強するという意味では、そこはね、やっぱり、何ていうのかな、バリケード張っちゃおかしいと思うんですけどね。

【小川専任者】

それ、基本的に賛成ですよ。

【岡田専任者】

これは、ちょっと検討してくださいというより。

【小川専任者】

もともと三位一体で進めているということですからね。あの一、連携して考えないとだめだと思いますよ。

【岡田専任者】

委嘱委員は委嘱委員でいいですよ。でも、こういう開かれた工場見学みたいなものは、1人増えようが2人増えようが、バスの問題ですからね、行けないという理由はない。新しいものを見ていけば、それなりにいい意見も出てくるわけですから。私なんか、ほんとうにチャンスいろいろ与えていただいて、勉強させていただいて、少なくとも私自身は建設的な意見を出しているつもりなんですけれども、そういうところでは、ちょっと東大和市さんも、ちょっと押ししてください。すいません、松本部長。

【森口専任者】

はい。あの一、意見なんですけれど、えっと、今、その、えっと、新焼却炉の委員会の方以外に、中島町が対象になったということですね。ですけれど、あの、これから、あの一、岡田さんから、傍聴行っている岡田さんから伺ったんですけれど、煙突の高さは60メートルにするという話も出てるそうです。

で、そうなってくると、南側にある、あの一、焼却炉の北側にある私たちのほうのマンションのほうは、ほんとうに、あの一、何ていうんでしょう、真正面から吹いてくるようなことになるわけで、焼却炉が、の土地がある場所が小平だからといって、小平だけの問題じゃないんですよ。それなのに、あの、中島町の協議会の方は連れていくのに、こちらのほうの方々には参加させない

と。これは、焼却、焼却施設の委員会の方とは別に中島町の方も参加を求めているのであれば、こちらのほうの協議会から出たいという方がいたら、あの、出しても当然だと思います。あの、この3市共同資源化ごみ事業、どんなことかという、三位一体で考えれば、この焼却炉から半径500メートルぐらいの中に、3施設を、真ん中だからということで、今ここで扱っていないごみも集めて処理しようという。

中島町の方にとっても、あの一、今、外注に出ているごみというのは、この地域に持ち込まれていないごみはずなのに、そこをまた3市で、ここの真ん中に集めてやろうという計画なわけですから、それと同様に、こちらのほうにも、あの一、焼却炉の煙突を低くするなんていうことは、とても、あの一、関係のあることなんで、そちらの協議会だけやったから、やって進められていい問題ではありません。

よく、えっと、3市の枠組みが崩れると、こ、小金井のように東大和になるという話が出ますけれど、実際問題、あの一、立川の煙突などは、立川の方と小平市の方で同じ地域として、そのところに、立川で、焼却炉をそこに建てかえないでくださいということで、あの一、更新の際には出ていってもらおうという約束をしているわけです。

それを考えると、こんな間近に東大和のほうを置いて、中島町さえ、あの一、あの一、ほかに意見がなければ、東大和から意見を伺えないで行ってしまえばいいという、こういう考え方はおかしいと思います。

【松本部長】

すいません。えーと、先月末に第6回の新ごみ焼却施設の懇談会があって、で、ちょっとそれに、まあ、私も、あの、傍聴へ行ったんですけど、で、そのときに出た話というのは、あくまでもここで、えー、公募委員が各市から1名入ったということがありました。で、公募委員の方から、えー、施設見学の前倒し、まあ、前倒しの要望等が出て、それで、その一、懇談会の中で、じゃ、施設見学を入れましょうという話になったというところは、傍聴していたので見届けていたんですが、ま、どうも、ま、私も、ごめんなさい、あの一、一般質問とかで議会が入っちゃったんで、つい最近ちょっと気づいたところで、あくまでも、その一、懇談会の中では、懇談会委員だけで行くというようにまとめられたのかなって私は聞いていたんですけど、その後、あの一、最近になって知ったのが、えー、懇談会委員と中島町の連絡協議会の合同だという通知が派遣議員さんに送付されましたというのを気がついたので、ちょっとそこはね、あの一、進め方として、ちょっと個人的にまずいだろうということを衛生組合に、ついこの間言わせていただいた部分もあるので、ちょっと、すいません、そこは調整させてください。

【光橋副会長】

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【坂本代表者】

えっと、伊藤さんをお願いですけれども、あの、このスケジュール表、ありますよね。で、あの一、建設工事関連というのがありますけれども、私も、こういう契約の仕方っていうのは初めて見まして、仮契約書というのも初めて、生まれて初めてみたんですが、あの一、え一、1度聞いたことありますけれども、この仮契約のときに、もう既に1億円を払っているとか、今払っているんでしょう、1億円。

【伊藤課長】

すいません、今はもう本、本契約済ませてます。

【坂本代表者】

あ、本契約で、もう1億円以上払っているわけですか。

【伊藤課長】

1億円？

【松本部長】

1億円は払ってない。

【伊藤課長】

1億円は払ってないですけど。まあ、1億円は払ってないですが、ま、金額の支払いはしています。

【坂本代表者】

えっと、あの一、ちなみにですね、ここに、あの一、やはり市民の税金を使うわけですので、金額も入れてほしいんですね。というのは、金額も入れてほしいんです。と、常に、あの一、いつ、1億だったら1億払ったとか、そういう形で入れてほしいと思うんですね。で、基本的には、その、要するに、あの一、建築物を建てるためには、あの一、設計関連、あの、委託契約を結んで別会社に建てるのに、これ、何か一緒、一緒、一緒になってやっていくような感じになっておかしいなとは思ったんですね。あの、非常に、こう、何ていうか、その、お互いに、あの一、牽制し合うあれが、システムができてないなというのと、要するに、その、今の段階であれば1億円を払ってでもやめたほうがいいんじゃないかなという、あの、希望的観測はあるんですよ。こういうのも。

よう、要するに、市民が納得いかないと思うんですよ。二十数億もかけて、しかもランニング

コストも毎年数億円かかるようであれば、もう今のままでちゃんとできるじゃないですか、今のままで。小平は軟プラは燃やしておけ、今のまま燃やしておけばいい話で、何もそういう二十数億も使う必要はないんじゃないかなと思ったわけなんです。

だから、この金額を入れるというのは、今まで幾ら払いました、これはもう捨てますとか、今後、これ以上続けていけば、基本的には予定価格として二十数億かかります、ランニングコストは幾らですというような金額も示してもらわなければ、これだけでは、皆さん、伝わってこないと思うんですよ、負担が。税負担がですね。

だから、そこら辺を、金額を入れてほしいなど。あくまでも、メルクマールとしての金額ですけどもね。あの、契約、契約金額何億とか。で、支払い額が何億と。ある程度金額と、あの、金額をリンクさせておかないとわかんないですよ、こんなの見たって。

それともう1つは、このパースを見させていただいたんですが……。

【伊藤課長】

ちょっとそれは、その次いきましょうよ、今じゃなくて。

【光橋副会長】

すいません。ちょっと、次、いきたいんですけども、あの一、今聞かないといけないと思うので。お金の支払いってというのは、1億円、今、払われたって、坂本さんおっしゃられたんですけど、払ったんですか。

【坂本代表者】

ちょっと聞いた、うん。契約手付金みたいな、手付金じゃないけど。

【片山参事】

あの一、設計を始めてますので、28年度分ということでの金額はお支払いしてますけど。

【坂本代表者】

幾ら払ったんですか。

【片山参事】

お金の金額は、今、ちょっと手元にないので、えー、調べておきますけど。

【森口専任者】

次回ですか。

【坂本代表者】

次回ですか、それ。

【片山参事】

結構ですよ。

【光橋副会長】

えっと、すみません。あの一、契約書の写し、いただいているながら頭に入っていないんですけれども、お金の支払いは年度ごと。

【伊藤課長】

はい、年度ごとです。

【光橋副会長】

年度ごとですね。年度、終わった後。

【伊藤課長】

はい。

【光橋副会長】

ということですよ。えー、で、えー、次回、そのお金の支払いのスケジュールも教えていただけるとのことによろしいですか。今、坂本さんは、そうおっしゃられたんだと思いますけど。

【坂本代表者】

そうですね。

【光橋副会長】

あの、ここに書かなくても、別の紙でもいいと思うんですけど。

【坂本代表者】

財政負担がどれくらいになりますよというのをもとに言わないと、ただつくりますよじゃ、その、わけのわからない人は、もう猫に小判で全くわかんないと思うですよ。ところが、財政とかに詳しい方は、一番最大関心事ですからね。今から社会保障は、どんどんね、あの一、負担が多くなるのに、そんなふうにかかっているのかなというのは、誰だって思っているわけです。

【小川専任者】

一般的にね、あの一、契約するときは、契約着手金幾ら、そんな感じ。途中で、工事途中、中途で幾つ、で、完全に完工したら引き渡しで、あの一、残り残額を払うというのが一般的な契約のときに、支払い計画立てると思うんですね。それが普通ですよ。

【光橋副会長】

じゃ、次回、提示いただけると。

【岡田専任者】

ええ、次回ですね。

【光橋副会長】

はい。

【坂本代表者】

支払い計画書みたいなのは、何年かごとにずらっと。

【光橋副会長】

はい、じゃあ、えー、お願いできますということで。

【坂本代表者】

はい、次回。

【光橋副会長】

はい、じゃ、スケジュールの、やっと2に入りますけど、施設の姿について、よろしいですか。

【伊藤課長】

図面。

【光橋副会長】

はい。

【片山参事】

はいはい。

はい、じゃあ、貴重なお時間いただきまして、えーと、まあ、理想とすればですね、今回、整備する、えー、施設のですね、排気口の位置についてご理解をいただきたいんですけども、ま、反対の方々が、えー、いらっしゃいますので、まあ、あの一、できればですね、まあ、こんな考えでやっているということ承知していただければというふうに思っています。

で、結論から申し上げますと、今この位置に考えています。大体、えー、13メートルですかね、このレベルが13メートルですから、14か15メートルのあたりから建物の内側に1回、あの一、えー、建屋に当ててですね、ここら辺で、えー、北側に流れていくというような形で考えています。

あの一、まあ、何回も申し上げて恐縮なんですけど、施設の特徴として、あの一、3つほどありましてですね、1つが、あの一、公害防止対策、特に最新技術使いましたVOC対策を、ここの建屋の中におさめております。それが1つ。

後から説明しますが、2つ目に、ピットアンドクレーンを採用しているということ、これも環境対策です。

それから、施設そのものは5時間運転を希望に設計しているというところに特徴がある施設でございます。

えーと、どれですか、これですか。これですね。ちょっとすいません、大きくしますね。

それから、まあ、あの一、皆さんからもいろいろご意見もいただきましたんで、その辺のです

ね、あの一、含めて、大体、あの施設の形がこんな形だということでもとまってきましたので、ご説明いたします。

えーと、これが1階の平面ですね。えー、ごみ収集車、あの、資源物収集車、こちらペットボトル、ペットボトルのピットでございまして、2台分の投入スペースがあると。こちらが容器包装プラスチックのピット、ま、ピットってわかりづらいと思うんですけど、まあ、穴、穴ですね、一次処理するところ。で、こちらのほうはプラットフォームというふうに私どもが呼んでおります。で、施設への玄関がこの場所になりまして、えー、すぐ、まあ、事務室、それからこちらにいきますとですね、フリースペースがありまして、階段で、見学者の方は上に上がっていただく。で、下のほうはですね、えー、トイレがございまして。それから、会議室、えー、それからきゅう、給湯室と、ま、物置みたいなものがございまして。1階にあと、作業スペースのほうはですね、こちらのほうになってございまして、今、あの、四角く積んであるのが資源物を加工した資源と私ども呼んでますけど、えー、1メートル角のサイコロ状のもので、こちらをここで一時貯留をして、ここに大型トラックを入れて、積み込んで運んでいくという作業でございまして。作業員の方はですね、こちらから入りまして、ここにエレベーター、それからこちらが階段ということで、上につながっていると。1階のスペースは、ごみの受け入れと、それからこちら側が圧縮梱包機、こちら、容リプラですけど、圧縮梱包機が2つ並んでいると。えー、こちらのほうで処理をして、ここにためるとい感じですね。それから、ここが残さの排出用の車両がとまるところでございまして、こちらが広いんですけど、電気室になります。

それから、その次の2階平面にまいりますけど、2階の部分はですね、えっと、見学者、1階入り口ございましたけど、2階の見学者の、ま、研修室、それから、フリ、廊下になっていまして、えー、ピットなり、それからプラットフォームを見学できるようになっていまして、こちらのほうに自由スペース、えー、というふうな設計になっています。で、こちらがトイレですね。多目的トイレも含めてということなんです。

それから、えーと、作業員さんの階段とエレベーターがここにございまして、この場所では、あの、特に作業を行いませんので、こちらは、まあ、空間といいますか、えー、コンベアが並んでいるというような状況になっております。

それから、3階平面でございまして、ここで少し、えっと、えー、出てきますけれども、これがクレーン操作室ですね。えー、ちょっとばらばらしますが、こちらが容リプラの、まあ、えっと、コンベア、供給コンベア。こちらがペットボトルの供給コンベアということになります。

この場所はですね、脱臭装置室、脱臭装置のため、あ、脱臭のための施設を置く部屋です。かなり大きなスペースをとっております。

それから、ここら辺が、えっと、作業員さんの休憩室で、ここが、えっと、ま、更衣室、で、ここにシャワーが2つ、それから女性のほうも、更衣室とシャワーが2つというような構成になっています。

あと、あの一、まだいろいろいただいている意見があるんですけど、こちらのほうに遮蔽壁をということで、まだそこまでは、ま、検討に至っていないという状況ですね。

それから、これが3階の平面図でございまして、えっと、ピットアンドクレーン式の場合ですね、どうしてもこういうふうにクレーンを載せる、えー、ガダイがありますので、この部分だけはちょっと高くなってきてしまということで、ま、21.5メートルですか、そちらのほうになっています。そして、ここが脱臭装置室で、こちらが排出口になります。排出口の位置についてはですね、えー、やはり、あの、風が通りますので、騒音という側面もございまして。それから、一番、ま、希釈しやすいであろうという場所ですね。こういう建物の、こう、横から出ますと、どうしても音と、それから、えーと、希釈、まあ、希釈はしますけれども、されづらい排気が、こう、出ていくわけですけど、ま、こういう場所で内側に向かって、施設側に向かって吹きますので、えー、ここら辺で少し希釈しながら、まあ、最終的には北側に向かっていくというような構造になっています。

それからまた1ページ目に戻りますけど、えー、こちらのほうに、あの一、ちょっと見えにくいんですけど、計量器をつけました。計量器を2台つけてほしいというご意見もございまして、この入り口側の計量器に対しまして、出口側に計量器をつくっていると、こういう状況でございます。

以上ですね、ちょっとこれ、白黒で恐縮ですけど、私どもとしては、ここの辺で、えー、出すのが、まあ、一番いいだろうという提案でございまして、皆様のほうからですね、いや、違う場所がいいというご意見があればですね、あの、設計に反映させていきたいというふうに考えております。

えー、ま、建物自体もですね、最後になりますけど、大分、あの一、削りましてですね、最初、サイコロ状で提案していたんですけども、ま、高さも十分抑えられましたし、高い部分もですね、少ない面積でクレーンのガーター部分をそこでおさめるようなことで、低いところはですね、ここは、えー、9.5メートルですか、ここはプラットフォームの上部になりますけど、収集車が入る部分は、えー、15メートル。で、ここが、あの一、13メートルですか。ここが13メートル。で、ここの高さが16メートルということで、ちょっと段々になりますけど、こんな設計で、今、えっと、えー、協議をしている最中でございます。

どうぞご意見をお願いいたします。

【田中代表者】

いいですか。

【光橋副会長】

はい、お願いします。

【田中代表者】

えー、栄三丁目自治会田中と申します。あの一、この施設の概要をずっと見させていただいて、それで、単純に23億の費用、大体概略23億と言ってましたけども。

【光橋副会長】

26億じゃないですか。

【田中代表者】

あ、失礼、26億ですか。そうすると、その26億の内訳なんですけれども、この建物の26億の費用の、どこに幾らかかっているかという説明がまだ、私、ここに出ていても1回も聞いたことがないんです。

例えば、クレーンだけで、クレーン設備で幾ら、容リプラットの部分で幾ら、それから、それを、建物の外観、建設費用として幾ら、それから車の搬入部分で、例えばシャッターをつける、それが幾ら、結果、合計すると26。当然、あの一、こういう建物をつくる時、私もスーパーで長いこと、あの、そういう仕事に携わってましたので、あの一、ほんとうに1億が1億2,000万の予定になるということになると、業者変えろということになりますので。

ですから、まず、こういう設備ですから、業者を選定する時点でも、そこが一番難しい部分だと思んですが、できれば26億の外殻、要するに、こういうことによってこれだけの費用が生まれてしまいますと。もちろん、まとめて26億ですよという説明だと、誰も納得できないと思いますけれども、例えば、これとこれとこれに大体このぐらいかかって、こういう費用を計算されていますと。できれば、そうしたものを1度出していただくとありがたいかなと思うことと、それから、例えば、あの一、単純計算で、外観、例えばですよ、あの、上を、誰も登らなければ屋根1枚薄っぺらいものでいいわけですよ。そこで費用が相当捻出できると思うんです。で、もちろん、あの一、強度の問題もありますから、単純には言えませんが、できれば、この総額の経費、どういう形で、これに大体幾らぐらいかかって、それが26億です、市民の皆さん、納得してくださいという説明があつていいような気がするんですが、私だけでしょうか。

失礼します。

【光橋副会長】

えーと、いかがでしょうか。回答できる方、どなた。

【片山参事】

えっと、費用についてはですね、今、あの一、検討、検討といいますか、えー、積算をしているところです。で、あの一、ま、おっしゃる意味は非常によくわかります。あの、建設する場合ですね、ビス1本幾らからですね、積み上げていって、積算をしてということになるんですけども、え、こちらの場合、プラント設備でございますので、えー、一括で、業者さんが見積もった金額一括、例えば26億なら26億で入札をして、応札をしていただいたわけで、それから、まあ、あの一、各設備を設計をするわけですね。その設計に従って、そこに幾らかかる、どのぐらいかかるといふ内訳が出てきますので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思っております。

【坂本代表者】

はい。

【光橋副会長】

坂本さん、お願いします。

【坂本代表者】

えっと、今、あの、田中さんおっしゃってたことは、私も以前からそう思っていました。えー、それで、えーと、えー、3回くらい前に片山さんのほうに、この積み上げのスペックを教えてくださいということを申し上げましたときに、1つ1つについて、で、こういう、あの、建設工事については、機械設備、建設建築、今、諸経費が30%というのは以前に聞いたことあるんですけども、その積み上げの上に金額が成り立っているじゃないですか。だから、それが、積み上げの根拠が変われば、あの一、これは、あの一、換気扇のことについてもエアコンについても話しましたけれども、スペックを落とせば落とすほど金額は下がります。

で、あの、1回、ここに3市長があったときに、その一、えー、東大和市の給食センターが幾らかかったかといったら、当初40億、それが追加で6億で46億かかっているんだそうです。えーって、あの、やっぱりみんな、多分驚いてましたけども、46億。だから、これが26億が30億になるという保障は、あの、まあ、ないわけですよ。30億円になることもあり得るといふことですよ。

だから、今、田中さんがおっしゃってた、要するに、その一、予算の積み上げ、それをスペックと同時に、今度出しますとおっしゃってましたけれども、そのスペックの横に、これは幾らだっている金額を載せていただけませんかでしょうか。

以上です。

【片山参事】

えっと、疑問に思う、思われるのはよくわかります。わかりますが、例えば、あの一、今回ですね、契約した後から計量器を2台にしたりですね、えー、それから、えー、例えばですね、うんと、それでいうと、えー、脱臭装置室の同一フロアに、えー、光触媒の洗浄スペースを設けること、それからクレーン操作室を設けてくださいよということ、こういうふうに、あの一、要求水準に従って、まあ、中身については変わっていくんですね、実施設計をしながら。そういう契約なんです。あの一、理解はなかなかしていただけないと思いますけども。

で、そういったことですね、あの一、固まった時点では、一定のですね、内訳は出てきますけど、まだこれも絵でございまして、詳細の部分はですね、えー、動いてくる可能性もあります。これから、あの一、官庁協議もしていきますんで、えー、例えば消防署さんからこういうものにしてほしいとか、ま、そういう要求事項もあると思いますので、えー、そういうことを踏まえた段階で、えーと、内訳が出てくるというふうに考えていただきたいと思います。

【坂本代表者】

今の、あの一、回答に対して、そんなことはわかっていますよ、当初から。だから、その26億の積み上げはどうなっているかというのを田中さんは知りたいわけですよ。その結果、スペックがこうなって、かなりハイスペックになったとか、そういうことで、例えば40億が46億になったとか、そういう根拠が全くわかんないじゃないですか。そもそも契約の金額がこれだけになったということは誰も知らないし、市民は。だから、あ、これだけ、こうなりましたから、あの一、協議会でこういう意見も出て、こうなりましたから、これだけになりましたといたら、また三十数億とかになってくるじゃないですか。だから、それをちゃんと公正に知らしめてほしいということをおっしゃっているんです。ですよ、田中さん。

【松本部長】

で、すいません、できればですね、そこのところは、あの一、うちも市として把握したいというのがあるので、ちょっと今、残念ながら、あの一、契約総額約25億幾ら、まあ、26億円近い。で、その部分しか、あの一、すいません、うちの市もわかりかねる部分なんですね。なので、最低限、今の段階で絶対に出せるものというのは、その約26億円で入札をメタウォーターさんはしたわけなので、その内訳、要するに、26億でおたくの会社は土木工事で幾らと見た。えー、機械設備で幾らと見た、最低限、そこは、あの一、出せるだろうというふうに、ちょっと今、お話を聞いていて思います。

で、最低限、それは、まあ、うちも持っていたいというか、把握しなければ、何のためにお金払うんだということになる。で、あくまでも、それが基本軸であって、で、それが設計をしてい

く流れの中でどう動く。まあ、あの一、要するに、それは、まあ、変えざるを得ないから変えるという部分も出てきてしまうので、ですから、最低限、で、特に今回、約26億の中には、設計も委託料も入っちゃってます。ですから、全部が工事請負、本体ではないという。で、通常、あの一、市だったり発注する場合は、前もって設計は設計で委託をかけます。ですから、それに基づいて入札をして、じゃ、こういう絵のものをきちんとつくってください。だから、工事で幾ら使うかだけの契約で、また別で出すわけですよ。

ただ、今回、え一、私もほんとうに非常にわかりやすい、わかりにくい、あの、性能発注方式というやつなので、え一、15節という工事請負費の中に設計委託も入っちゃっているんですよ。

【坂本代表者】

ええ。

【松本部長】

ですから、トータル約26億のうちの委託費が、要するに設計委託幾らとっているのというのも、まだ東大和はわからないので、まずは、スタートの契約時の内訳、そこは粗粗出せるはずだと思うので、で、その粗粗の、まずはスタート地点というふうにさせていただければというふうに思います。

【坂本代表者】

ありがとうございます。今の松本さんがおっしゃったことは、市民に説明する基本中の基本ですからね。だから、皆さんに公正に、こう、わかるように、あの、示さなければいけないと思います。

だから、26億で突っ走ってたら三十何億になったって、そういうのは許されないと思うんですよ。

【光橋副会長】

山崎さん。

【山崎専任者】

あの、5月の協議会で、あの一、こういう図面、立体図面を出すよという話したときに、あの、排気ガス、排気ガスというか、の、お一、VOCは低濃度なんで、その、VOCがどうのというのは出せないけども、排気のシミュレーションはできるならばあらわせるというふうに、片山さんが言われたような気がするんですけども、この図面には何も書いてないんですよ。要するに、この上のところに排気ダクトが2つあって、で、その排気ダクトから、どのような形で、その、ま、屋根を伝って、ま、多分、空気よりも重いガスでしょうから、下のほうに落ちてくるんだと思うんですけども、それがどういうふうに拡散していくのかね、それを出してくれるとい

う話だと思うんですけども、この図面見ると、どこにも書いてないんですね。それは出せます？

やっぱり周りの人としては、一番気になるところじゃないですかね。

【片山参事】

えーと、おっしゃっているのは拡散計算だと思うんですけど、こういうようにVOC、例えば塩化水素とか、えー、窒素酸化物とか、そういう目的物が限定された場合には拡散式はあるそうです。あの一、専門家に聞いてみたんですけど、こういう、何ていうんですか、ふわっとしたVOCというくくりだと、拡散は非常に難しいと。でも、学術レベルでは研究されているけど、まだ、えー、それは、まあ、採用できるような状況ではないというふうに聞いています。

だから、この、ま、空気ですから、えーと、この絵、見た目です、当然、流れはこうなると思うんで、北側に行くというところで、まあ、流れについては理解していただきたいなと思います。

【山崎専任者】

それをシミュレーションできないんですか。

【片山参事】

えーと、今……。

【山崎専任者】

いや、まあ、通常の重たい空気が、こう、ダクトから出たときに、どういう形で流れていくかというあれというのは出ないんですか。

【片山参事】

えーと、専門家に聞いてみたところ、その、原因物質が特定できないものについては当てはまる拡散式は今のところないということだと思います。

【岡田専任者】

山崎さん、ちょっと、私、マイクもらえますか。

【山崎専任者】

はい。

【森口専任者】

そっちが、これが近いです。

【岡田専任者】

あの、そのことは、私、メールで書いて、皆さん読んでおられる方もいると思いますが、この、この施設で一番問題になる近隣の人たちはですね、えー、心配するのは、建物の高さもあるけど、この排気がどういう方向に流れる、ま、あの一、排気の内容については、極力、ま、VO

Cをなくすという形で努力していただいているんですけど、でも、現実的に、どういう形で流れるのということについては、組合が説明しきれないんだったらメーカー呼んで設計趣旨を聞いて、あの一、聞き出す必要があるでしょうということでメール書きましたよね。

で、それについて、組合側が明確な説明ができるのであれば、要するに我々が納得できるのであれば、この話はこれで終わりますよねということ、えー、私、これだけはしつこく書いたはずなんです。で、ここがね、今回の会議の論点になるはずなんです。だから、そこをやはりね、軽んじちゃ、絶対にいかんと。

で、私は、少なくとも建設に関して、えー、皆さんと逆に前向きな形で発言しておりますけれども、ここはね、やはり、今日の、せつ、片山さん、申しわけないけど、の説明じゃ、納得できません。

ですから、やはりメーカーを呼んで、メーカーの設計としてはこういう形でやっているんですよという説明を、お一、させてください。で、なおかつ、よく見ると、えー、排気口は2つあるんですか。

【片山参事】

はい。

【岡田専任者】

北側にあつて南に向けて。その排気口は下向きなんですか、それとも真つすぐ向きなんですか。

【片山参事】

下向きです。

【岡田専任者】

下向き。

【片山参事】

はい。

【岡田専任者】

下向きで、そうすると、下向きで、要するにどういうふうに、設計趣旨はあるはずなんです、設計された方は絶対に。いたずらに設計しているわけじゃないと思いますから、ですから、それはね、私は、もう1度、しつこく言いますけれども、東大和市さんも、今度の16、17の説明会のときに質問されたときに、やはり私みたいな疑問を持つ方、必ず出ると思うんで、これはちょっとやっていただきたい。これは、逃げないでください。

要するに、皆さん、いろいろ反対しているけれども、ここに建てられることについて、えー、やむなしとは言っていないですけれども、建てるのであれば、絶対にそういうことは明確にしてく

れという、そういうことになるかと思うんで、これは逃げないでください。逃げたらいけない内容になると思います。

それと、ちょっと私から7点ほど質問させていただきます。

えっと、建物と前の庭との距離というのはどのぐらいあるんですか。この距離。

【小川専任者】

30メートルぐらいしかないんじゃない。

【岡田専任者】

ということは、なるべく奥に入れば、あの一、マンションの人たちは非常に気分がよくなる話なんで。

【片山参事】

建物とどこの距離ですか。

【岡田専任者】

建物と、要するに、ここです。このラインとこの建物の。

【光橋副会長】

岡田さん、せっかくなんで、こっちで指さして。

【岡田専任者】

ああ、ああ、そうですね。

【小川専任者】

その裏側にあるんですけどね。

【岡田専任者】

私が邪魔をしています。

【片山参事】

これ。

【岡田専任者】

ここですね。あ、ここですね。要するに、道路と、道路から建物がどれだけセットバックしているかという。

【小川専任者】

見えない。

【光橋副会長】

見えないそうです。ホワイトボード、ちょっと。

【岡田専任者】

ホワイトボードね。はい。

【片山参事】

ここの距離……。

【岡田専任者】

どこが、え、ここですね。

【片山参事】

今、あの一、ここが、多分、あの一、大型車とまれるから3メートルぐらいとってあると思うんですけど、ここの駐車場からこの緑地帯までの距離が5メートルです。

【岡田専任者】

5メートル。

【片山参事】

はい。だから、建物からすると8メートルぐらいになると思います。あ、もっとになるかな。

【小川専任者】

5メートルだったら、25から30メートルぐらい。

【岡田専任者】

結構あると思うんですけどね。

【片山参事】

ええ。

【岡田専任者】

これは、ある意味で、じゃ、じゃ、これは正確に、次回教えてください。今ここで……。

【片山参事】

何メートルあるか。

【岡田専任者】

あ、そうですね。

【片山参事】

はい。

【岡田専任者】

じゃ、次回。えーと、あ、次回。

で、あとは、私の持論を展開します。

【森口専任者】

はい。

【岡田専任者】

えーと、もう1度言います。シャワーだけでなく風呂をつけてください。要するに、そんなに大それた、あの、温泉のシャワーつくるとい、あの、風呂つけるということじゃなくて、ユニットバスでいいと思うんですよ。それ、男女2つずつ。やはり、そういうところはね、人に優しい工場という意味では、スペース的にできない話はないと思いますから、これはお願いしたい。むろん、シャワーと同じような、シャワープラスお風呂ということですね。

それから、まあ、これは東大和市さんからも出ていると思いますけど、ま、湯沸かし台、それから、えー、大したことじゃないんですけども、卓球台ぐらい用意してやってくださいよ。ね。そういうことです。細かいことで。

それから、プラザ施設、これは、ま、新燃焼工場のほうでいろいろ説明されておりますけど、トータルでの、やっぱり説明は、こちらで持って行って、えー、ここの施設は工場というところで考えたときに、もうこれは極力お金をかけないでいただきたい。もったいない。1度、あの、小平のほうで新しいものができたときに、やはりこの3市共同として、こういうシステムをやっていますよ、で、ここでプラスチックなんですけど、実際、こういうことをやっていますよという形になるはずですから、もう、あの、ここでのプラザ施設は、さい、要するに原価を抑えてくださいよでいいんです。最小限のところで行っていただきたいというのが、私の希望です。これは反対の方がいると思うので、私の希望としては原価低減で行っていただきたい。

それと、屋上緑化というのをやるつもりでいるんですか。

【片山参事】

はい。

【岡田専任者】

こんなところに屋上緑化、少ないもの、やる必要、全くない。要するに、あれをやれば、建物だって防水工事だとかいろいろ大変かと思えますから、ここでチンケな、その、屋上緑化やるんだったら、やめて、ソーラーパネルでもつけて、要するに、屋上緑化をやれば、トータルの今後のオペレーションフィーがかかるわけですよ。ですから、それをやめて、あの、ソーラーパネルをつければ、電力はつかなくても、あの、あの、入ってくるわけですから、あの、何も緑のない東京都内ならともかくとして、ここに狭い屋上緑化なんかやっても、全く意味がない。だから、これは、僕は個人的にやめるべきだというふうに思います。そうすれば、原価低減になるし緑化のオペレーションフィーがなくなる。それから、建物も、えー、嚴重な、その防水工事も必要な

くなる。そういう意味では、原価低減につながると思うんで、これはぜひやっていただきたい。この辺のところは、皆さんまた別の意見があるとは思いますが、はい、という私の、これは提案です。ですから、これは回答してください。

以上です。

【森口専任者】

5つでいいですか。今、7つって言ってませんでした。

【岡田専任者】

あ、質問は7つやったんですよ。はい、排気ガスの方向の問題も、あの一、協議だとかやると全部で7つになる。

【山崎専任者】

ちょっといいですか。今、あの一、屋上緑化をやめて、まあ、あの一、ソーラーパネルですか、をつけたらどうかってご提案ありましたけれども、もともと、ここはそういう、あれ、構想じゃなかったでしたっけ。ソーラーパネルとして、え一、環境にやさしい施設といううたい文句じゃない、なかったでしたっけ。

というのが1つと、あと、あの一、屋上に緑化をしないと、その、敷地全体の緑化率というのは満足できないんですか。それを外しちゃうと、その一、周囲の緑化だけで何%をやらなくちゃいけないというのは、都の条例か何かあるみたいですけども、それを満足できないのかどうかね、それをちょっと教えてください。

【光橋副会長】

1点目、何でしたっけ。1点目、何でしたっけ。

【山崎専任者】

ソーラーパネル。

【小川専任者】

ソーラーパネルと緑化。

【片山参事】

えっとね、1つ、ソーラーパネルの件はですね、仕様書上は、自然、え一、エネルギーを利用する、太陽光パネルを利用すると自然エネルギーの利用ということで縛りを入れています。で、今回検討した結果ですね、太陽光パネルですと、え一、太陽光を一時電気に変換して照明に使うという、え一、ま、二次エネルギーに転換するということがございまして、それよりもいい、有効に使える集光システム、太陽光を集めて照明に、室内にとると。ま、こちらのほうが、多分、コストはかかると思うんですけど、メーカーさんがのんでくれましたんで、そちらのほうを使い

たいというふうに思っています。

【山崎専任者】

集光パネルの意味がわからない。

【片山参事】

それから2点目は、屋上緑化は、確かにですね、地上面だけでは今のところ足りないというところで、必要最小限の屋上緑化は必要に、屋上部分ですね、地表面の不足部分をですね、する必要が今のところあります。

【山崎専任者】

何%足りないんですか。

【片山参事】

パーセントまでは、ちょっと今言えませんが。

【小川専任者】

パーセント、あるはずですよ。

【山崎専任者】

ねえ。

【小川専任者】

マンションでもあるんだよ。

【岡田専任者】

あれですよ。給食センターなんか同じぐらいの建物ですよ。これはないですね。ほんとうですかね、それ。

【光橋副会長】

あの、すいません、ちょっと私。さっき、岡田さんのご質問は個人的にとおっしゃっていたんですけれども、個人的な質問……。

【岡田専任者】

提案、いや、提案です。議事録に書きましたから。

【光橋副会長】

ご提案。ああ、そうですか。じゃ、ちょっと……。

【岡田専任者】

個人的に考えることがこれだけありますよ、提案しますということですから、正式な提案ですよ。

【光橋副会長】

ちょ、ちょっとひっかかるのが、えーと、シャワー、シャワーは準備されるんですけど。

【片山参事】

はい。はい。

【光橋副会長】

で、ユニットバスつけてほしいというご提案なんですけど、ユニットバスをつける理由は何なんでしょうか。

【岡田専任者】

あの、いろいろなところを見に行っても、結局、においがつくわけですよ、作業される方が。

【光橋副会長】

えっと、ほかの施設ではユニットバスがあったということですか。

【岡田専任者】

ないから、このシステム、この工場はこういうことも人のためにやっていますよという売りになるじゃないですか。ほかがないからいいんじゃないかと、このシステムは、外の人間に対してのうちの人間、要するに働いている人たちに対しても、より福利厚生をしっかりと工場ですよということをやらない、工場としてもレベルアップしますよということですよ。

【光橋副会長】

ユニットバスがあると人に優しいという。

【岡田専任者】

いや、少なくとも体を洗浄した形で外へ出れますねという。

【光橋副会長】

えーと、それは、あの、シャワーで十分だと私は思っているんで、ユニットバスについては、すいません、私も個人的には、ユニットバスについては、あの一、賛成しかねるんですが、あと、何か、卓球台もおっしゃられましたよね。

【岡田専任者】

それは福利厚生ですよ。会議室に1台ぐらい置いておいてあげたっていいんじゃないですかという。

【光橋副会長】

あの一、今の焼却施設のほうは、その卓球台とかそういう福利厚生施設とかございますか。ないんですよ。あの一、すいません、個人的には、あんまり必要ないと私は思いますので、一応、意見として言わせていただきます。

えーと、小川さん、よろしいですか。はい。

【小川専任者】

えー、今まで、まあ、えー、建てたらどうなるかという話をして、どうだ、いろいろな、あの、問題提起をされましたけど、私は、隣に住んでいるイーストスクエアの者として、まず、まあ、いろんなこと、矛盾点を、あの、露呈しながら、あの一、着々と進んでいるのがなかなか心苦しいというか、憤りを感じることがあります。いろんな問題、積み残したまま、こういうのを建てているなという感じがします。

で、これに対しては、私は、もともと反対なので、さっき、えー、排気口ですね。それをどこにつけようが、まあ、反対しているから、ここがいいと、その、あっちがいいとは言えない立場なんですけども、うー、まず言えることは、うー、1つは、こんな狭いところに、何でここに建てるんだと。必要ないものを何で、今まで議論されてきました。その回答が、もう理解されないまま、こういうふうに来ています。

それで、私の、あの、ここからね、さっき、何メートルあるかというんだけど、目測だと二、三十メートルですか、30メートルぐらいかな、そのぐらいしか離れていないんですよ。私、隣に住んでいます。毎日見えていますけど。

で、そこで、えー、あの、お話ししますけど、えー、さっき、今まで議論されて、あの、きましたけど、それに対しては一向に解決されないまま、この、うー、なされたということに、1つ1つ、私、問題提起して、この一、排気口は、どこの立場と、あの、どこにつけようと、あそこは風の流れが、えー、いろんな、季節によって違いますよ。で、生活環境、えー、あの一、調査で、あの、風の向きとかいろんなことを調査されたと思います。

だから、私がここで、あの一、うー、えー、問いたいのは、えー、排気口に出す排気量の風圧というか、その一、圧力ですね。どのような、どのくらいのなのかということと、それから、あの一、今まで風の流れを調査されたと思いますけれど、どのような流れ、えー、なる、流れるのか、そのシミュレーションをしてくださいということ。

それからもう1つは、においがどのぐらいかということですね、においが。あの一、給食センターありますけどね、私、いつもあそこ、あの一、スポーツクラブのところに行くのに通りますけど、歩いて、ほとんどにおいはしません。ところが、私が車で、ある日、あそこの交差点、あるんですけど、とまったときに、あの一、孫と一緒に、あの、来たときに、においがぷーんと来たんですよ。風の向きだと思うんですけど。相当ひどいにおいですよ。

で、そういうがあるので、においがどのぐらいできるのか、うー、今までのほかの施設でも、あの、経験があると思うんですけども、その経験もして、どのくらいなのか。で、一番問題な

のは、もう、あの一、VOCなんですけども、今まで、あの一、いろんなメール返しましたけど、まあ、片山さんが言うには、まあ、うー、100%はとりきれないけど、まあ、あの一、2%か3%が、あの一、出るという話なんですけど、これでも、あの一、安全というけども、あの一、周囲の住民は安心できないんですよ。まあ、一節には、あ一、密閉したマンションにこもる場合もあるという話も、そこを希釈するという話も、あの一、片山参事は説明しておられる、おり、おられますけれども、あの一、マンションは密閉しています、冬は。で、そこは、どこからでも、もう、あの一、花粉症でも、マンション、密閉しても入ってくるんですよ。で、それがこもると怖いという人もいっぱいいます。そういう、あの一、安心できないものがあります。

だから、私は、そういうことで、こういう狭いところで建てるのはずっと反対してきましたけれども、着々と進んでいますんで、相当、私は、もう心苦しく思っていますけど、さっき言いました、まあ、あの一、排気口からの流れる、あの一、風の向き、風圧、あの一、どのぐらいの強さで、あの一、流しているのか、においはどのぐらいなのか、あの一、うー、うー、調べてほしいと私は思います。

【森口専任者】

えっと、森口です。えっと、もう、あの一、当管理組合も反対な意見なので、どこに排気口を向けるかということの意見とかは、言っても、あの一、どこでも被害が出るものだと思っていますので、あの一、言いませんが、岡田さんと同じように確認はしてほしいと思います。

それとあと、あの一、片山さんの発言だと北側に流れる、希釈、希釈して流れるという言い方を盛んにして、いかにもパチンコ屋方面にしか行かないような感覚にしか聞こえませんが、風はどっち方面にも吹くんで、あの一、北側に出したからこれどこに流れるということでは全く納得がいきませんので、あの一、やはり、あの一、岡田さんもおっしゃるように、きちんと、えっと、説明は十分にしなければいけないことだと思います。

それと、えっと、これはこの間も、岡田さんと意見が違ったんですが、プラザはいらないということでしたが、私はプラザが欲しいと言っているのではありません。私は、プラザもつくれず、つくれるだけの施設をつくりますというふうに、あの一、最初に公言してここの施設をつくっていますので、プラザがつかれないような施設ならばつくるべきではないと思うことと、あと、緑化の屋上ですけれど、これについては、何回目かのときに、あの一、屋上にいなくても足りるだけのものは下でとれているんだという発言、あったと思うんですよ。それがいつの間にか、今日、聞いていると、あの一、緑化は屋上もないといけないということになっているんで、それも話が違うんで。

【山崎専任者】

ちっちゃくしたんですね、施設を。

【森口専任者】

施設、ちっちゃくなっているはずですし、うん、何か、こう、言っていることがやっぱり違うと思うんで、こんなに言っていることまちまちだったら、もう信用できるとかの問題じゃないんで、さい、屋上は、ああ、緑化はしただけでも大丈夫だって話、出てたと思うんですよ。それも屋上緑化までしなければできないと。プラザ施設、つくるのにお金のことで問題になって、プラザ施設も、えっと、小さくするのがふさわしいぐらいのものにしかできないと、そういう返答があるんだらば、やはりこの土地に建てるのは無理だという結論を、私はプラザ機能が欲しいとかじゃなくて、そういうことが、言っていたことがきちんとできていないんだらば、この土地には建てる、あの一、だけの、えっと……。

【小川専任者】

スペースがないんだ。

【森口専任者】

スペースがないということを素直に認めてほしいと思います。

【岡田専任者】

あの一、うたぐるわけじゃないんだけど、もう1回調査してくださいよ。この施設で、ほんとうに必要なかどうか。納得できない。

【光橋副会長】

今の、何が。

【岡田専任者】

屋上緑化が必要かどうか。

【光橋副会長】

屋上緑化が。

【岡田専任者】

必要性について。大した問題、あの、わかっている人が資料読めば、すばんと出る話だと思うんで。

【光橋副会長】

えっと……。

【岡田専任者】

次回、次回までに。

【光橋副会長】

すいません、屋上緑化を、えー、問題にされておる、すいません、私理解できない。なぜ屋上緑化しちゃだめなんですか。

【岡田専任者】

値段、高くなりますから。

【光橋副会長】

値段の問題ですね。

【岡田専任者】

あのね、なるべくコストを下げようと、上げ、要するに予算内に入れるためには、また下がってもいいわけですから。その、それと屋上緑化することによって将来のオペレーションフィーがかかるわけですよ。りよ、緑を維持するための。

それと、やはり、あの一、コンクリートだって水が漏れないような形でのコンクリート張らなくちゃならないし。だから、全然値段が高くなるはずなんですよ。

【片山参事】

いやいや、あの、すいません、契約金額は決まっていますんで、その契約金額の枠の中で仕様書の条件を満足するように設計をしていますので、金額は変わりません。

ただ、維持費は、おっしゃるとおり変わると思います。

【岡田専任者】

ということは、そこで余った金額、まあ、は、どこかのところでプラスいいものを持ってこれるということになるわけですよ、変わっていない状況は。

【片山参事】

業者のもうけになるかもしれませんね。

【岡田専任者】

ああ、まあ、そうかもわかんないですけど、まあ、そういうことですね。

【光橋副会長】

あの、業者のもうけるになるなら屋上緑化したほうが、私はいいと思うんですけど。そういう。

【岡田専任者】

オペレーションフィーかかるんですよ。

【光橋副会長】

オペレーションフィーかかるんだったら、あの一、反対しますけれども。

【岡田専任者】

かかるんですよ。

【光橋副会長】

いや、それは、まあ、どれぐらいのレベルかですよ。あの一、緑化というのはもともとそういうもので、あの一、温暖化対策とかもあると思うので、その建物に緑化するかどうかというのは、またちょっと、あの一、この廃プラ施設を建てるかどうかという別の問題だと思いますので、ちょっとそれは、すいません、今、個人的な意見を言っているんですけども、ま、ご検討いただければと思います。

【小川専任者】

岡田さんに質問するんだけど、これで世界一の施設になりますか？

【岡田専任者】

目指しているんですよ。

【小川専任者】

目指しているだけじゃなく、世界一にならなかつたら反対するって言ったじゃないですか。

【松本部長】

すいません。で、さっき、あれ、山崎さんでしたっけ、えっと、屋上緑化の話、あ、森口さん。で、確かに屋上緑化の話は、もう矛盾しているわけですよ。要するに、屋上緑化しないでもできますという前提で過去に話はしています。だから、そこについては、すいません、自分もこの絵、最近見たんですけど、何だよ、これっていう、正直思っています。

なので、あの一、もうここまで来て、やっぱり、その、あの一、変更せざるを得ない部分というのは、逆に、これこれこうなんで、当初、こういったものはこう変えざるを得ないというのは、ま、いきなり、こう、絵で出されてというのは、ちょっとやり方としてまずいだらうと思うんですね。なので、絵として出すのとあわせて、ここについては、当初のお話と、えー、こういう事情で変更しているよということは、えー、記載するべきだと思っています。

それとあと、さっきの太陽光のパネルの話、えー、あれも、うちのほうの理事者が、えー、に、ちょっと急遽見せてきたんですけど、何かちょっと話、違くないかって、ちょっと言われた中の1つに太陽光パネルがあったんですね。で、そうしたら、えー、さっき私もどういう理由なのかなと思ったら、あの一、採光システムのほうが、そっこのほうがすぐれているんだというお話なんですけど、ただ、私は、その採光システムというものがどういうものかがよくわからない。えー、この前聞いたときにはトップライト方式ということで、天窗がつく程度というふうにしかイメージしていなかったんで、ま、どこがすぐれているかちょっとわからない。

で、えー、要するに何が言いたいかという、正直、えー、数年前にお話ししたことと今ので、ここまで具体的に契約をして、えー、絵を描いたことによって、幾つかずれが出てきているでしょうというところは、ここは、あの一、えー、謙虚に認めなければいけないと思っています。

それで、そこを大至急、えー、ちょっとここで、えー、なかなか組織市と組合との打ち合わせができなかったのが大変恐縮なんです、そこはちょっと、至急、どこどこは最低限違っているというのは確認をさせていただきたいと思います。

で、なぜかという、ま、当然、あの一、先ほどスケジュールで説明したように、来週末、えー、街づくり懇談会がもう金曜、土曜と控えているので、で、その中で、また答えきれないじゃないかって話になりかねない。だから、今この状態で、こんなことでやっていること自体が、えー、どういうことなのという話になりますので、最低限、あの一、今日、この場でという以外に、ま、できればこのところって当初の話はこうだったんじゃないかというところは、これは、えー、後であってもきちんと、あの一、疑問に思ったところは、ご連絡はいただきたいと思っています。でないと、あの一、皆様からはお叱りは受けるかもしれないんですけど、ま、東大和としては、えー、最終的に、あの一、全て、えー、衛生組合に入れる可燃ごみとかの類い以外については、全て自区内でやらないと、要するに市内で全部をやらないといけないということがあるので、もう、あの一、大変恐縮、申しわけないんですが、この施設をつくらざるを得ないという。で、ここでつくと、えー、プラとペットもどこでも処理ができなくなってしまうということで収集できない事態に陥りたくない、えー、今日、持ち帰った後であっても、その辺については、えー、疑問等はですね、ぜひ、あの一、衛生組合かうちのほうでも構いませんので、えー、言っていただければ助かると思います。

以上です。

【岡田専任者】

すいません、2件。じゃ、1点目の屋上緑化については、衛生組合と東大和市と調整すると。それは、今、松本さん、ちょっとおかしなことを言っていたので。えー、将来とも、その一、自区内処理に変えなくちゃならないということは、えー、村山さんがいるので聞いちゃうんですけど、村山さんも、永久にはだめよということを言っているということなんですね。どこかの企業に聞いても、東大和のごみは受け入れないよ、ないよということを表明されているんですか。

【松本部長】

そうです。そこは、あの一、あれなんです、ただ、えー、私ども東大和の立場としては、相手の自治体の気持ちを尊重するというのは、まあ、当然なことなので、やっぱりあるべき姿に、えー、近づける努力をですね、きちんと東大和がやっていかなければいけないという。まあ、そ

このところが、たまたま今まで、まあ、えー、まあ、それほど他市にご迷惑はかけないでこれたかなというところが、えー、ここへ来て、このところが、あの一、かなり、えー、他市に迷惑かけている度合いが、東大和が高いというところなので、まあ、そこについてはですね、あの一、謙虚に、あの一、市民の皆さんにお話をした中で、えー、そこは私どもがきちんとある程度整理をしたものを市民の方に出していく。それで、えー、ご協力等いただく中で適正処理ができていけるような形をとっていかなければいけないと思っています。

【小川専任者】

松本さんは自区内処理でね、ごまかそうとしちゃだめですよ。

【岡田専任者】

ものすごくぶっちゃけておいて、今まで村山さんは……。

【小川専任者】

村山さんはだめだと言っていた。

【岡田専任者】

受けますよという、前の、前任の課長さんが断る、期限をもって断るようなことはない、ずっと受けますよというふうな形で我々は理解していたんですけど、それ、変わったということなんですね。

【松本部長】

で、ただ、そこについて、まあ、あくまでも、前にこの場で議論が出た話だと思うんですね。

で、そのときに、あの一、他市の廃棄物受け入れを断っているということはないですよというお話が、当時あったと思います。で、まあ、そここのところは、あの一、当時はなかったというのは、当然、その一、自治体のごみをどういうふうな形で処理していくかという施策との兼ね合いだと思うので、なので、あの一、市内にある民間事業所さんとの、えー、市のごみ処理施策をどういうふうにやっていくかということで支障がなければ、えー、問題なくいけたというところで、まあ、断ったことはないというお話なんだろうと思うので、今後、例えば、えー、その市内である民間事業者さんを活用してとか、例えばの話ですよ、やっていく上でね、えー、他市のものが入ってしまうとというのが、これは現実問題、あっても仕方がないという部分もあるので、ま、そこについては、ま、今までは今まで。だから、これからについては、やっぱり東大和はきちんと、えー、やるべきことを、えー、きちんと近づけた中でやっていかなきゃいけないのかなというところだと思います。

【森口専任者】

はい。森口です。えっと、今、えっと、松本課長から、あの一、お話が、あ、部長、失礼しま

した。昇進おめでとうございます。あの一、お話があったと思うんですけど、今、ここに実際、武蔵村山市の、たん、人がいるわけですから、武蔵村山の方からどのようなことでそういう発言が出たのか聞きたいんです。

それと、えっと、ちょっと待ってください。えっと、そういう発言が衛生組合のほうの、あの一、推進本部会議か調整部会などで武蔵村山からそういうことが出たというふうに伺っているんですが、えっと、うちのほうの、今、今いたら一番、あの一、発言されるのは坂本さんだと思うんですが、坂本さんがもう比留間運輸に電話しました。その上で、比留間のほうは、そんなことはござらんと申しております。ということは、行政が、あの一、比留間さんのほうとは関係なく、行政判断で東大和のごみは受け入れないと。比留間運輸さんのほうが、あの一、ほかのところで手いっぱいになったんで受けないとか、そういう判断で、民間のほう、民間の業者さんが、えっと、ほかのごみを受け入れることが手いっぱいになって東大和のごみは受け入れられないと言ったわけではなく、武蔵村山市が、何かの行政判断でそういうことをしたんだと思いますので、えっと、そのときに、今、あの一、プラは受け入れないということじゃなくて、え一、東大和市からは缶とか瓶とかも行っていきますね、武蔵村山に。そういうものも受け入れないということでよろしいですか。

【光橋副会長】

はい、どうぞ。

【古川課長】

はい、武蔵村山市のごみ対策課長の古川と申します。今、あ一、森口さんからお話があった件についてなんですが、まず、え一、坂本さんが確認されたというのは比留間運送で間違いありませんか。比留間運輸ではなく比留間運送という会社、なっていますので、はい。

で、武蔵村山市としてですね、あの一、東大和市のプラペットについては、あ一、31年の3月末までというようなことは口頭で申し上げます。で、この理由といたしましては、まず、あの一、3市の共同施設が計画上31年の4月から稼働するということが1点。もう1つはですね、一般廃棄物処理業の業ですね。業については、これは廃掃法の7条に従って、え一、市が許可しております。で、え一、この市が、あ一、武蔵村山、う一、武蔵村山市で許可している施設は、その一、処分業として2施設あるわけですけども、そのうちの1つが比留間運送だというような会社になっております。

で、一般廃棄物処理業が行う処理事業、これは民間処理につきましては、その当該市町村が、ま、その自治事務として実施する一般廃棄物の処理の一環としてですね、え一、市町、その当該市町村の、お一、保管するため、え一、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であることが、

あ一、この7条の中で営業の許可要件となっております。

このことから、ま、あ一、他ですね、市町村に所在する処理業者、民間事業に頼る、ま、処理のあり方というのは、本来、え一、実施すべきではないのかなというふうに考えております。

え一、なお、一般廃棄物の処理については、あ一、市場相場や需要と供給に左右されることなく、え一、行政が中長期的に安定的に責任をもって実施していく必要があることから、今回のですね、3市共同施設ということに対して、あの一、武蔵村山市、あ、ほかの小平市、え一、東大和市、え一、組合と共同で、え一、この事業を行っていくというような格好で今動いております。

この2点の理由から、武蔵村山市としては、31年の3月末までというようなことは口頭で、え一、伝えさせていただいております。

以上です。

【森口専任者】

もう1つ確認させてください。今、あの一、民間処理がまた不安定だという言葉が入ったんですが、一番最後のほうに。

【古川課長】

え一、中長期的に、安定的に責任をもって、え一、実施していく必要があるというふうに、あの一……。

【森口専任者】

あ、民間処理施設が……。

【古川課長】

民間処理施設が……。

【森口専任者】

安定的じゃない理由を、まず述べてください。

【古川課長】

はい。民間処理施設が安定的ではないということではなくてですね、あの一、こちら、行政がですね、最終的にこの一般廃棄物の処理責任というのは、民間に委託したとしても最終的には行政の責任においてやるべき事項なわけです。

で、この一般廃棄物の処理業の許可についても、許可をして、その業者にやらせることはできるんですが、最終的な包括的な責任は、その市町村にあるというのははっきり、あの一、解釈としてうたわれております。

そういうことから、本来である行政が、あ一、それを担うというような考えに至ったところでございますので、そういう部分については、あ一、中長期的、安定的に責任をもって処理すると

ということが行政の使命かなというふうに考えております。

【森口専任者】

民間の不安定ということではなく、行政が安定的に処理したいというふうに、ことによろしいですね。

それと、あの一、東大和から、今、ペットと、えーと、容リプラのほかも出ていますね。その点、その、今、えー、松本部長の、あの一、話によると、えーと、東大和市は可燃ごみ以外のは自区内処理を目指すと。東大和だけで処理をするっておっしゃっているんで、えーと、缶とか瓶とかも武蔵村山には出さないし、武蔵村山は受け入れないということによろしいですね。

【古川課長】

今、あの一、缶と瓶のお話が出たので、そこの経緯について説明させていただきます。

えー、この缶、瓶については、先ほど申し上げた、あー、一般廃棄物の処理業の許可を与えている施設に、今現在、持ち込んでいるわけではございません。で、えー、それは別の施設ということになります。

で、この施設についても、当初ですね、あの一、東大和市さんからご相談があつて、えー、内部調整、まあ、あー、した結果、あー、最終的に、えー、長くと、長期的なですね、恒久的な処理を受け入れることは、あー、市としてもなかなかできないという判断をもちまして、3年という区切りをつけさせていただいております。

で、こちらについても、あの一、はっきりその旨を申し上げておりますので、武蔵村山市で恒久的にですね、受け入れるというような約束は、今現在、しておりません。

【森口専任者】

えっと、じゃあ、缶と瓶も受け入れないということによろしいですね。そのところは。それと……。

【古川課長】

今のお約束の中ではそうなっています。

【森口専任者】

はい。それとあともう1つなんですけど、そういうふうに東大和市が自区内で缶と瓶と、えーと、みんな、す、プラ以外のものをするということを言って、そちらを受け入れないということを行った場合、こちらのほうに廃プラ施設ができたときに、えー、武蔵村山さんは、こっちのほうに廃プラを持ってくるわけですね。ほかの市に、えーと、頼むということですよ。それもおかしくないですか。

【古川課長】

えー、先ほど申し上げたとおりですね、一般廃棄物処理業、要は民間の処理と行政処理の、それは大きな違いかと思われま。民間処理の場合は、あの、その、当該市町村がですね、えー、自分の市の処理が困難であるというような場合に限って許可を与えることができるわけです。言わなければ、市が、あのー、一般廃棄物、その当該市がですね、一般廃棄物の処理がオーバーフローしているとか、あとは、あのー、市全体の中で、えー、行政部分で処理しきれない部分があるというふうに判断したために許可を与えているわけですから、これについては、民間処理と行政処理のあり方というのは、また別の問題かと思われま。

【岡田専任者】

すいません。瓶、缶は、そうしますと、いつまでですか、期間的に。

【古川課長】

えー、今お約束の中ですと、今年の5月から3年間というお約束になっています。

【岡田専任者】

えーと、20、29年の5月からということは、3年間に30、31、31ですか。

【山崎専任者】

それは契約書か何かあるんですか、3年間で打ち切りだとか。

【岡田専任者】

32か。

【古川課長】

契約書等はありません。ただ……。

【山崎専任者】

単なる口約束。

【古川課長】

はい。ただ、あのー、ここで事前協議というのが、これは廃掃法に従ってですね、えー、搬入する市町村のほうに、えー、搬入する側の市町村のほうから、あー、こういうものを持ってきますよというような、あー、手続き、書面でですね、あのー、これについては調整しなければいけないということになっていますので、この文書については、あー、今後、受け取る予定でございます。

【山崎専任者】

ということは、また延長は、になる可能性はあるということですね。

【古川課長】

えー、その部分についてはですね、その一、今の段階で延長ありきとは、武蔵村山市のほうは考えておりません。

【山崎専任者】

ただ、延長になる可能性はあるということですね。

【古川課長】

可能性については、今現在は、あー、再度の繰り返し答弁になりますが、あの、可能性については、今現在は考えておりません。

【小川専任者】

将来的な……。

【森口専任者】

あの一、えーと、まあ、長くなりますから、あの一、締めますけれど、要するに、廃プラ施設ができるからという過程のことだと思います、はい。

【古川課長】

えー、それについては、あの一、瓶缶とは別にプラ、ペットについてというようなお話になっていますので、よろしくをお願いします。

【森口専任者】

はい。

【中山課長】

えっと、すいません、東大和なんですけど、えっと、今のお話の中で、えー、まあ、建築という話のところ、まあ、出てくると。あの、ま、それが期限ということで、えー、31年の3月までというお話が今出てますが、あの一、この施設自体の、あの、建築がもし延びた場合であっても、その期限は変わらないという形では、あの一、実際ありますので、えー、そこまでの受け入れという形になっている、それだけはお伝えさせていただきます。

以上です。

【小川専任者】

さっき、あの一、まあ、私、都市画、あ一、都市計画審議会、懇談会のどこかで、えー、松本部長が、まあ、31年の3月までという、武蔵村山さんの、まあ、そういう口頭でのお話はあったと思うんですけども、その第一の、あの一、2つの、あの一、うー、うー、理由をおっしゃったんですけど、まあ、一番大切なのは、まあ、それまでに3市共同、資源物処理ができるということですよ。だから、それをやれということですよ。

だから、あの一、もしできなかった場合でも、今までずっと、あの一、入札とか、あの一、受け入れてきたじゃないですか。で、それも、う一、それがね、え一、受け入れてきたのを、もし3市共同、う一、共同ができない、できなかった場合は、それでもそこはやめるということですか。

【古川課長】

よろしいですか。

【光橋副会長】

はい。

【古川課長】

はい。え一、あくまでも武蔵村山市の立場としてお答えさせていただきます。

この3市共同施設が計画どおりいかなかった場合というのは、我々、その、行政としてですね、今の考えではいけないのかなというふうに思っています。

あの一、将来的にいろんな事情がですね、重なりまして、これがやむなく延期というようなことになるかもしれませんが、今現在、我々が、それが延期ありきで物事を考えるということは、今、考えてはおりません。

【小川専任者】

まあ、行政の、う一、答えというのはそうなると思うんですけども、え一、どうも解せないのがね、今まで松本部長が自区内処理、自区内処理という、言ってきて、原則ですよ、で、今の説明は。で、あの一、今、3市共同で、あの一、ごみ処理とかやっているじゃないですか。だけど、広域の自区処理でもあるんですよ、広域の。

そういう話もいっぱい聞いていました。それでいっぱい勉強させてもらいましたけども、で、今、民間と行政の話を出されたんですけども、行政、そんなこと怒られるかもわかりませんがね、もし、まあ、けんかして、東大和は武蔵村山の、ペット、廃プラを受け入れないよと、自区内処理しなさいよと言われたときにね、そういうことが成り立つかということ、行政だって言ったけども、まあ、いろんな法律もね、考えますけど、だから、そういう、あの一、何か、今、3市共同事業をやっているから、ね、これはあくまでも通そうという、ね、そういう意味で、で、え一、懇談会だとかで、あの一、武蔵村山さんがね、もうそれ、う一、東大和のものを受け取りませんよと。もう拒否すると。もう東、あの一、東大和も何か悪いやつじゃないけども、受け取りませんよというふうに私は受け取ったんですよ。で、今まで、ずっと今まで1回も拒否したことないのに。

そういうこと、そういう話をしたととったんですけど、さっき、あの一、武蔵村山の課長が言

われたように、第一に3市共同、あの一、共同ができるから、それで31、あの一、1年で、あの一、打ち切りますというのは理解できます。それ、できるから。だけど、できなかった場合は、やっぱりね、今まで、あの一、やってきたんだから、民間の、あの一、う一、営業も、まあ、武蔵村山さんとしては、あの一、助成してあげなきゃだめじゃないですか。いや、育てないと、民間企業を。そういう立場にあると思うんですよ。だから、そういうのを、まあ、今のとに、同時に、もうやれるんじゃないかと、私は思うんですけどね。

【古川課長】

すいません。

【光橋副会長】

はい。

【古川課長】

あの一、今お話にありましたとおり、その一、民間施設のあり方、民間企業を育てるためにですね、あの一、まあ、ここも、今までできてたことを、あ一、やったほうがいいのかなというように、今、聞こえましたけれども、あの一、そもそもの、その一般廃棄物処理施設の許可も、先ほどもう一遍理由として述べさせていただきましたが、あの一、1つは、その市の処理が困難であることというのは、これ、廃掃法第7条にはっきりうたっています。で、それがあるといことは、やはりその当該市ですね、え一、ごみ処理の保管をしていくことが、まあ、許可の条件なんだよという趣旨からいいますと、う一、これ、あの一、他市からどんどんですね、ま、東大和市さんとだけとは言いませんけれども、他市から、どんどん、その処理施設に、え一、ごみが搬入されてくること自体は、あ一、避けていかなければいけないのかなというふうには思っています。

もう1点申しますと、あの一、1つは、中間処理されたごみが、あ一、その処理施設に搬入されてくることは、あ一、多々あるんですけれども、行政回収をした車が直接そこに入ってくるというようなケースというのは、大変珍しいケースなんですね。あの一、皆さんの、お一、ごみ置き場から持ってこられたものが直接その民間施設に入ってくる。これについては、あの一、他の市町村ではあまり見られない。え一、事情もありますので、その辺を総合的に判断して、え一、今、あ一、先ほどの答えになっているかと思えます。

【光橋副会長】

すいません。缶、瓶は、じゃあ、えっと、それまで、えっと、使えなくなったらどうされる予定で、東大和市は。

【松本部長】

えっと、東大和としては、まあ、今年、まあ、入って、あの、今年度入って変えたんですけど、まあ、そういったことの状況があるので、えー、向こうが3年以内に、あの一、方法を変えざるを得ないというのが、今の状況ですので、大至急、あの一、ま、この事業とあわせて、そこも、えー、基本、市内でできるようにということで、えー、検討していくというところです。

【光橋副会長】

これは、もともと今回の廃プラ施設に、計画に入っていた缶、瓶は外れたことによって浮いてしまったんですけども、また、えー、缶、瓶だけの3市の共同の施設をつくったりするとかいうことですか。

【松本部長】

ああ、そういう意味ではなくて、東大和市だけの缶、瓶の処理を武蔵村山市ではできないので、市内でできるように方法を変えるということです。

【光橋副会長】

缶、瓶は各市でやる、処理すると。

【松本部長】

そういうことですね。

【光橋副会長】

はい。

えーと、すいません。えっと、大分時間たって、もうちょうど9時なんですけど、ちょっとごめんなさい、あの一、最初に、私、質問すればよかったんですけど、あの一、今日の司会が邑上さんが欠席で私になるといったときに、えー、ちょっとご説明、あの、予告として、メーカーさんがこの施設の、メタウォーターさんでしたっけ、来てご説明いただけると聞いてたんですけども、途中であの、出席されないというお話だったんですけど、えーと、なぜ欠席されたんでしょうか。

【片山参事】

えっと、1つはですね、今、あの一、メーカーさんと私どもの間にですね、工事監理業者さんというのが入っています。その中で協議中であるので、図面がまだ、こう、先ほどからご批判もいただいていますけど、動いている段階では、ちょっと難しいということが1つと、もう1つは、まず、都市計画決定手続が、えー、済んでないと。で、まあ、状況もまだわからないという状況で、えー、いかがかということで、あの一、まあ、実を申しますと、あの、技術屋の段階ではですね、あの一、どうかなという話はあったんですけど、社としてお断りしますというふうに言われてしまいましたので、今回、私がつたない、ちょっと説明をさせていただきましたけど、もし、

あの、図面上、質問があるようであればフィードバックしますので、えー、その辺は、あの、ご容赦いただきたいと思います。

【森口専任者】

はい。森口です。あの、都市計画ができないと、えーと、社としては説明しに来てくださらないということでは、まるっきり話にならないんですけど。

【片山参事】

あの、実施設計がある程度固まった段階ではですね、それから現場着工のスケジュールとかはつきりしてきた段階ではですね、コンサルタントも、それからメーカーさんもそろえてしっかり、先ほど、あの、パチンコ店の説明会がありましたよというお話ありましたけども、えー、しっかりとした、あの、体制をとってですね、ご挨拶とご説明をさせていただきたいというふうに考えています。

【森口専任者】

もう1度伺います。今言ったコンサルタントさんと業者さんがご挨拶に来て説明させていただきますというのは、どの時点になりますか。

【片山参事】

えー、事業者着手の状況がつかめた段階になりますので、具体的には、まあ、秋口になってくると思います。

【光橋副会長】

いつですか。

【山崎専任者】

その時は、決まっちゃっているんでしょ。

【片山参事】

いつとは、今は言いませんけど、秋口になってくると。

【松本部長】

すいません。あのー、端的に言うと、要するに、今の組合の答えというのは、要するに、秋口だということなんです。で、秋口ということは、要するに、都市計画決定も終わった。で、そうすると、都市計画決定の手続が終われば、当然建築確認を取得するという形になりますので、えー、実質的にはパチンコ店さんのときが、まあ、どうであったかというのはわからないんだけど、要するに、こういう建築物をここに建てますよという説明会的に、今、聞こえていますので、そうすると、何が言いたいかという、その段階で、えー、ここをこうしてくれ、ああしてくれというのは、まあ、まずもって難しいなというところだけは押さえておいてください。

なので、それがあから、先ほど、えー、今日話を聞いていて、岡田さんのほうから話しがあった、要するに、組合がきちんと説明できるのであれば別に、えー、契約したメーカーさんも来なくていいと思うんですよね。ただ、えー、契約したメーカーさんが来なければ、もし説明ができないのであれば、そこはまずいわけですよ。

要するに、本来は、我々職員がきちんと説明できればそれに越したことはないわけで、ただ、この絵をお出しするに当たって、皆さんからの疑問とか質問があるわけなので、そここのところをきちんと答えられなければ、まあ、何のために今日集まったんですかという話になるわけなので、そこは、今一度、その一、今、ちょっと衛生組合の考えと東大和市の考えって、正直、そこ、違っています。なので、そこは、えー、うちの考えは、基本的に、えー、メーカーさんに説明してほしいという立ち位置は変わっていないので、ま、そのすり合わせは、すいません、今後も調整したいというふうに思います。

それで、結果として、なるべく早い段階で、えー、皆さんに、えー、この設計はどのような形で、どのような考えのもとでやっているのというところがメーカーさんから聞けるような、そういう、まあ、場は、えー、早い段階でつくりたいようなふうに思っています。

で、具体的に、その早い段階っていつなのというところ、詳細設計やる前までにはやりたいというのが東大和の考えです。以上です。

【森口専任者】

えっと、森口です。松本さんの、今、あの、詳細設計やる前にえ、やったださるということはあるがたいと思います。それと、今日は、そういうことで、えっと、業者さん来なくて、時間無駄だったねという話もありますし、あの一、組合のほうで、しつ、しつ、提出した質問を受け付けないということでもめたことと、えっと、ほんとうに時間がもったいないと思うんです。こういうことで、あの一、私たちの責任ではなく、あの、また今回も、山崎さんの、あの、やらなくちゃいけない、武蔵村山市の、あの一、ごみの量の受け入れがどうなるかということが延びてしまったわけですよ。

また、あの一、こういうことばっかり続くようじゃ困るんで、きっちりやりたいのであれば、もう少し行政側がしっかりしてくれないと、あの一、積み残したことがたくさんあるからじゃなくて、積み残されるべくして積み残しているぐらい、段取り悪いですよ。その辺は、もう少し、あの一、考えていただきたいと思います。

【光橋副会長】

よろしいでしょうか。

【岡田専任者】

最後に1つ。

【光橋副会長】

はい。

【岡田専任者】

余計なことを言わせてください。あの一、東大和はもともとそういう処理工場は全くない、村山し尿処理工場あり、小平燃焼と粗大ごみがあった。東大和は何かやらざるを得ない。そんなところで、プラスチック工場が来たというふうな、えー、話もあると。それはそれでいいとして、じゃ、現状どうか。小平さんは、やっぱり燃焼工場と粗大ごみと。これは非常に負担かかることだと思います。ありが、ありがたいことだと思ってます。

で、まあ、大和も、まあ、つくらざるを得ないかなという方向で、決まっははいないんですね、そうすると、まあ、村山さんが何もなくなっちゃうわけですよ。

で、あの、怒らないで聞いてください。瓶、缶だけは民間を使っても何でも、俺たちはやるよというような、そういう積極的な考え方は出ないんですか。要するに、3、3市が、やはり応分の負担という、やっぱり負担しましょうと。瓶缶は村山、あの、処理工場が、まあ、大きなところがあるわけですから、そこを育てて、民間、ちゃんと育てればやるわけですから、小平と東大和と村山の瓶、缶はそこで処理をする。そうしたら、ま、大なり小なり、まあ、小平さんが一番負担になるんですけれども、そういう、そういう前向きな発言、今日の発言聞いていると、決まったこと、これはやります。で、ほかのことは安定化のためにやりますよ。これは我々にとってね、ほんとう、失礼なことしか感じないんですよ。ですから、私はね、村山さんが次の会議に、瓶、缶、私たちがやりますよみたいな発言ができたらうれしいよ。余計なことを言います。

皆さん、賛成していただけると思うんですよ。

【森口専任者】

賛成はしかねます。瓶、缶ができるんだったらプラもやったらどうだということになりますから。

【岡田専任者】

いや、まあ、それを言っちゃったらあれなんだよね、最低限やれよと。

【森口専任者】

それと、あの一、今日はやめておきます。

【小川専任者】

個人的な意見。

【光橋副会長】

山崎さん、お願いします。すみません。

【山崎専任者】

今の件はいいですか。

【光橋副会長】

はい？

【山崎専任者】

いまの件はいいですか。

【光橋副会長】

よろしいですね。はい。

【山崎専任者】

あの一、ごみ量予測今回もできなかつたんですけど、あの一、お願いがあるんですけどね、あの、前回の協議会で、あの一、何だ、5月の協議会の二、三日前に質問内容を送りましたと。で、伊藤さんが見たのは当日の朝だということだったんですけども、送った事実は5月協議会の二、三日前と。それで、5月の協議会の中で、その日も協議ができなかつたんで、で、その質問内容について回答をくれますよねって話をしました。で、まあ、当初、1週間かな、ぐらいでできるのかなと思いましたがけれども、一旦2週間後に回答くれますということで伊藤さんの話が。2週間じゃ無理って私、確認したんですけども、いやいや、2週間、いただけますかねということで、会議録にも書いてあります。

で、実際に、その回答が来たのがいつかという、まず、メールが来たのがその2週間後なんです。わかります？ 約束した2週間ときに、遅れますよというメールが来ちゃってるの。で、私、その時期というのは、もう会議録の確認と、ま、同じような時期になるので、先にそういう回答をもらったやつから始めようかなと思ったら、回答が遅れますと言ってきた。それは、組織市との協議ができてないからと、そういう回答なんです。それで、その後、先に会議録が来ちゃったから会議録の確認するじゃないですか。で、その終わった会議録の、急いで、じゃ、やらなくちゃいけないからという、今度、この回答の確認をしたら、何か知らないけど、その前に指摘した内容が、みんな、こう、間違っているんですよ。その、回答の本文を読む前に添付資料って4枚ぐらいつけてたんですけども、その算出基準が違っていたり、それは前にもしてきたんですよ。縦だけ、平均値を縦だけで単純に平均するには数字が違いますよ。それは、ちゃんと統一してくださいねといっているにもかかわらず、資料によっては同じ算出基準で出している。で、数値にしても、その、単純に移行すればいいものできていない。で、それを、また指摘したい。

この添付資料の間違い探しから入っちゃうんですよ、私。メールでやりとりしている人は見てもらえ、読んでもらえばわかると思いますけれども、本文のチェックが入る前に、添付資料でどうしようか、どこが間違いなんだと。ちゃんとした資料なのかというのを確認するほうが先になっちゃった。で、もともと、その、5月にもらった添付資料だと、町田市が入ってたんです。で、今回の資料になると、いつのまにか町田市が抜けちゃってると。

で、もともと小平市が、その、基準となったものが、平成24年度の小平市が入ってたんですよ、平均値に。で、それは、片山参事が平成28年6月で、小平市は、硬質プラしかやっていないから、やってなくて、1人当たり7グラムだけでも、こういった少ないところを入れてでも平均が31.1になりますよって、で、これが比較すれば正しいですよということを説明しているにもかかわらず、今度は小平市、入れているんですよ。あ、小平市を除いちゃっているんですよ。それだって、あの、数値としてはね、違うかもわからない、少なくかもわからないけども、算定基準が違うじゃないですか。だからそれを全部チェックしなくちゃいけないんですよ、私。で、ひどい間違いですよ、これ。

で、そこから、まず、再質問して、それでもどこが間違っているかわかんないって返ってきちゃうんですよ、数字が。ま、今回のはちゃんと直ってますけども、ま、それは、ここのこの市が、の数値が間違っている、ここの数値が間違っているって指摘したから。本来だったら、この数字、おかしいんじゃないのといったら、全部見直せばいいじゃないですか。で、つくった人が見直しても、結局、わかんないんですよ。自分、正しいと思ってつくっているんだから。それを、つくってない人に見てもらおうとか、やっぱりそういう努力というか、は、してほしいですよ。だから、本来だったら正しい添付資料をまず見、読んで確認をして、じゃ、その、そこから反映した回答文がほんとうにいいのかというのを検証する作業じゃないですか。検証する作業に入る前に間違い探しやらなくちゃいけない。これも毎回ですよ。これじゃ、時間の無駄もいいところですよ。

だから、まず1点は、その、約束したことはちゃんと守ってくださいということです。時間、その、いついつまでに回答しますよといったことに。それ、守れてないですよ。伊藤さんからの返事なんで、伊藤さん、その資料をつくってないと思うんで、あの一、申しわけないなどは、私も文句言いながらもね、メール、返信するのは。だから、実際、つくっている人がさ、何のそういう反応もないというのがね、おかしいじゃないですか。伊藤さんが、ごめんなさい、ごめんなさいといっても、自分は、伊藤さん、つくってないの、大体薄々わかってますから、つくっている人がごめんなさいというんならわかるけど、理由を言ってね。そういうことを全然ないんですよ。それはちゃんとやってくださいよ。我々だって、こう、暇を持て余してね、その、上がっ

てきた資料の検証をしているわけじゃないんです。皆さん、そうですよね。

で、あなたたちだって、つくるほうだって、間違ってもものをつくって、また、こう、さい、あの一、指摘されて直さなくちゃいけないわけですよ。だったら、1回で、なるべく1回で完成するようにね、ちゃんをつくればいいじゃないですか。しかも、2週間で約束したのが1週間もずれているんだから、しっかりとした検証、できるでしょう。

もう、こう、こういうことばっかししか言えないんで、もう少しちょっと、体制をね、できないんだったらもうできる人にならってくださいよ。こっちは遊びでやっているわけじゃないんだから。

【松本部長】

すいません、あの一、今回のですね、あの一、ま、最低限今回だけとってという話になってしまって恐縮なんです、あの一、ま、細かく見れば見るほど、ま、確かに添付物に、何だこれというのが、確かに、山崎さんがおっしゃるとおり多すぎました。

で、そこは、まあ、指摘はさせていただいたものの、ただ、まあ、時間的なタイミングで、もうはるかに過ぎてしまっている。で、ただ、まあ、そんなこと言う以前に、ま、それは内部的に添付書類、これを出します、この資料を出します、やっぱり中身みれば、先ほどの小平市さんが入っている、入っていない、あと町田市が入っている、入っていない、あとは、ほかのものの表にしても、その、有料化の関係の前後の表にしても、なぜ有料化している22市が現状あるにもかかわらず、数が何であれしかないのという、そういう矛盾があったり、あとは、先にボロを言ってしまうと、容り協さんからのホームページを多分引っ張っていると思うんですけど、あれも、多分、そのベースがそうかもしれないけど、多分、加工しているんでしょうというふうに、自分は思っています。

そうすると、だから、そここのところの、その、ホームページからとったものを加工したのであれば加工しましたというふうにしていただかないとね、やっぱりそこって、あの一、市民の皆さんにしてみれば、我々行政が出したものだから、まあ、基本は正しいんだというふうに見ただけというのが、あの、通常だと思っただけ。でも、特に今回のもの、その添付物が多かったんで、見れば見るほど、何でこっちの表が21市なのにこっちの表にいくと市の数が違うのという。

だから、えっと、そここのところを、要するに比較検討するときの整合性もとれていないというところとかが、ま、とにかく目立ってしまうというのが、今回、特にひどかった点だというふうには思っています。

なので、そこについては、すいません、私ども組織市が、今回、ちょっと見るのが遅かったが

ために、まあ、間に合って行かないというところで、あの一、私ども東大和がそこは反省しなきゃいけないというように思っています。

したがって、あの一、今後、あの一、そここのところは、え一、もっと時間を当然、あの一、早めながらも、その約束したことについてはきちんと、え一、対応するという、その一、当たり前前でこれ以上迷惑をかけるということをしてしないような形、そこについてはきちんと取り組んでいきたいと思えます。申しわけございませんでした。

【山崎専任者】

ありがとうございます。あの、最初言った、言ったように、ま、組織市のが確認する時間がないというのもあるんでしょうけども、結局は、その、組織市に回るまでの時間が長過ぎるということなんじゃないですかね。結局は、2週間で上げるよといったら、普通、お尻を決めるわけですよ。2週間たったところをターゲットにして、じゃ、その前に、組織市に確認するのは3日必要なのか4日必要なのかと考えるじゃないですか。これはお客様、例えばほかのお客様にね、こういう回答をしなくちゃいけないんだと考えたら、必ずお尻を決めるじゃないですか。お客さんに回答する期日を。そこから逆算していくわけですよ。そうですよね。

だから、それができていないんですよ。いつでもいいやという感じになっちゃっているじゃないですか。そこを直さなければ無理ですよ。約束したのはいつだから、じゃ、組織市に見てもらうのは3日間見てもらおうと。じゃ、いつまでにつくればいいんだって、当然出てくるじゃないですか。それができていないんですよ。

それができていないのを、何の理由も書かないで、組織市に今、回しているから調整中だとか書いてないじゃないですか。理由さえ書いてない。だから、メール見ている人はわかりますよ。けども、メール、行ってない人は、そういう情報全然わかんないわけですよ。でしょう。

だから、そこはちょっと反省してもらいたいと思うのと、まあ、あんまり時間がないんであれですけど、添付資料の件、今出たんで。この質問の内容とね、全く違う、それは容り協会の、あの一、資料、これ、全く、私が質問しているのと、全く違う資料をつくってくるんですよ。

私は、東大和市は、汚れた品物を、あ、洗剤使ったり水を使ったり、水で流したり拭いたりしないですよ。で、ほかの市がみんなそうなったらどうなるんですか、どのくらい減るんですかって聞いているんだから、この資料を見ると、それぞれの市は、その分別基準で、汚れた品物のプラを選別しているわけです。で、それを中間処理場に出しているんだから、全てきれいなものが基本的にね、中間処理場、行っているわけですよ。

で、それを、再度選別をして、で、それをベールにしているわけですよ。そのきれいなベールの中を、異物検査をして、その数値が東大和市と近いから差がないよ、18市との差はないです

よという回答すること自体がね、無駄ですよ。全く、まあ、申しわけないんですけども、発想が全然違ってる。こんなので時間かけるんだったら、もっとほかのことをちゃんとやってよ。無駄じゃないですか。で、その前の資料でね、同じ3-1で、各市の、その、排出物基準を書いてあるわけですよ。で、これを見ると、八王子と国立が東大和市の、あの一、汚れ品の取り扱いに近いかかって読めるんですよ。だけど、それ以外は、全部、洗剤を使ったり水で洗ったり拭き取ったりして徹底的にきれいにして、それで容器プラに出してくださいって書いてある。

だから、これに、これを見れば単純じゃないですか。3市、東大和市を含む3市以外は、汚れ品を東大和と同じにしたら減っちゃうんですよ。これを見ればわかるでしょう、自分たちでつくっているんだから。で、それを次の3-2になったら、こうこう一緒だから、18市では変化はありませんって、最終的な回答になっちゃっているじゃないですか。全く違っていますよね、発想が。

先ほど言いましたけども、こんな資料をつくる時間があるんだったら、もっと回答に対して真摯に時間を使ってもらいたいなと思います。ま、ほかのもありますけども、ま、再質問していてその答えもまだ返ってこないんで、まあ、あの一、なるべく早くください。そうじゃないと、これ、いつまでたっても進まないです。よく反省してください。

【小川専任者】

それと、あの一、東大和のホームページ見てもね、廃プラの数あの一、前の、以前と少なくなってますよ。もう、ね、もうすぐ上流、いつも、あの一、もったいぶって上流と下流とって、上流の、決めないで、ね、決められた焼却場をつくれないうって言っていますけど、今までも、あの一、山崎さんおっしゃったように、これは1つの例で、今まで、う一、あの一、言えるのは、出した質問に対して丁寧に、あの一、答えてないということと、科学的な、合理的な、あの一、納得いくような数字が出ないということ、それが、あの一、今まで全てですよ。

だから、あの一、さっき山崎さんがおっしゃったように、あの一、その、だから、今日でも時間たちましたけど、この、大事な問題ですよ、山崎さんが、今、ずっと質問されているのは。ずっと先延ばしじゃないですか。もう1年も2年も先延ばししていますよ。それで、今、建設業、あの一、出ましたけど、こういうようなものを出してくるんだから。それで、岡田さんが今日、あの一、質問しましたが、こんなことで世界一の、あの、排気ガスって、それ、できますか。岡田さんは世界一はできないと、私、反対しますと言っていましたけど。だから、あの、26億で、その中でやるというけども、どこを削られるかわかりません。信用できないんですよ、もう何がどう使われるか、どこを削られるかわかりません。もう時間になりましたけど、ちょっと言いたいことをはっきり言っておきます。

【光橋副会長】

はい。えっと、大分時間オーバーしているので、えー、終わらせていただきたいと思うんですけども、ほかに大丈夫でしょうか。

えーと、次回、じゃ、えー、すみません、今の記憶では、あの一、26億の内訳を、次回、ご説明いただけるということしか、今覚えてないんですけども。

【岡田専任者】

あとは書いてありますから。

【光橋副会長】

はい、お願いしたいと思います。どうも遅くまでありがとうございました。お疲れさまでした。